

教 育 委 員 会 会 議 次 第

令和4年3月15日(火)

午前9時00分～

函南町役場 3階 教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長の報告その他事務事業の報告

4 付議案件

- 議案第12号 函南町教育委員会町職員の人事異動について
- 議案第13号 函南町教育委員会町職員（教諭）の人事異動について
- 議案第14号 函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会委員の委嘱等について
- 議案第15号 函南町就学支援委員会委員の委嘱について
- 議案第16号 函南町学校運営協議会委員の委嘱について
- 議案第17号 函南町スポーツ推進委員の委嘱について
- 議案第18号 函南町放課後子ども教室コーディネーターの委嘱について
- 議案第19号 かななみ仏の里美術館運営審議会委員の委嘱について
- 議案第20号 函南町立小・中学校処務規程の一部改正について
- 議案第21号 函南町立小・中学校出勤簿整理要領の一部改正について
- 議案第22号 函南町特別支援教育就学奨励費支給要綱の制定について
- 議案第23号 函南町就学援助費支給要綱の一部改正について
- 議案第24号 函南町コミュニティ推進事業費交付金交付要綱の一部改正について
- 議案第25号 伊豆マラソン大会事業費補助金交付要綱の一部改正について
- 議案第26号 函南町立認定こども園給食費の徴収に関する要綱の制定について
- 議案第27号 函南町立丹那小学校の小規模特認校制度の適用に係る意見書について
- 議案第28号 令和4年度函南町教育推進構想について
- 議案第29号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について
- 議案第30号 要保護及び準要保護児童生徒の継続認定及び廃止について

5 報 告

- 報告第3号 函南町立小中学校児童生徒遠距離通学費補助金交付要綱の一部改正について
- 報告第4号 令和3年度教育課程等の変更届について
- 報告第5号 成年年齢引き下げに伴う成人式のあり方について

6 そ の 他

(1) 後援依頼について

第33回わんぱく相撲三島場所

(2) 次回委員会開催予定

定例会 令和4年4月20日（水）13：10～ 函南町役場3階 教育委員会室

教育長関係報告事項

令和4年3月15日（火）

月日	曜日	内 容
2月25日	金	・ 幼稚園・保育園園長会議（14：00～）
3月1日	火	・ 町内校長会（9：00～）
3月3日	木	・ 臨時校長会（10：00～）
3月4日	金	・ 臨時企画会議（9：00～） ・ 共同学校事務室協議会（14：30～）
3月8日	火	・ 町議会3月定例会（9：00～）
3月9日	水	・ 町議会3月定例会（9：00～）
3月11日	金	・ 町議会3月定例会（9：00～）
3月14日	月	・ 課長等連絡会議（8：40～） ・ 企画会議（9：00～）
3月15日	火	・ 定例教育委員会（9：00～） ・ 第2回函南町総合教育会議（13：10～）

議案第12号

函南町教育委員会町職員の人事異動について

函南町教育委員会町職員の令和4年4月1日発令人事異動を別紙のとおりしたいので、教育委員会の承認を求める。

令和4年3月15日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和4年3月14日付け町職員の人事異動内示に伴い、函南町教育委員会町職員の異動について、教育委員会に承認を求めるものです。

令和4年4月1日付発令

人事異動内示（函南町教育委員会）

○ 行政職（一）

【課長級】

新 任	氏 名	旧 任	備 考
生涯学習課長	飯島 美貴	生涯学習課課長補佐	昇格
生涯学習課参事（図書館）	富田 貴志	生涯学習課課長	

【課長補佐級】

新 任	氏 名	旧 任	備 考
生涯学習課課長補佐	木代 和美	生涯学習課係長	昇格（図書館長兼務）

【係長級】

新 任	氏 名	旧 任	備 考
健康づくり課係長	三田 秋鹿	生涯学習課係長	教育委員会から出向
生涯学習課係長	高橋 弘美	子育て支援課係長	教育委員会へ出向
生涯学習課係長	梅原 彰祐	福祉課主査	昇格 教育委員会へ出向

【主査級】

新 任	氏 名	旧 任	備 考
税務課主査	本郷まゆみ	学校教育課主査	教育委員会から出向
子育て支援課主査	室伏さやか	学校教育課主査	教育委員会から出向
学校教育課主査（函南中学校）	川野 翠	学校教育課主事（東中学校）	昇格
学校教育課主査	佐藤 祐子	生涯学習課主事	昇格
生涯学習課主査	浅田 晃平	生涯学習課主事	昇格
生涯学習課主査	岩本 陽佑	総務課主事	昇格 教育委員会へ出向

【主事級】

新 任	氏 名	旧 任	備 考
税務課主事	山中いづみ	生涯学習課主事	昇格（主事→2級主事）
学校教育課主事（東中学校）	石川奈緒美	福祉課主事	教育委員会へ出向

○ 小学校

新 任	氏 名	旧 任	備 考
丹那小学校主任栄養士	高橋あずさ	丹那小学校栄養士	昇格（栄養士→主任栄養士）

○ 退職者等（前職）

所属等	氏 名	備 考
生涯学習課課長補佐	牧野 満枝	令和4年3月31日付 定年退職
生涯学習課主事	藤本 洋平	令和4年3月31日付 依願退職
二葉幼稚園給食調理員	高橋三枝子	令和4年3月31日付 依願退職（再任用職員）

○ 再任用（1年目）

所属等	氏 名	備 考
生涯学習課主事	牧野 満枝	図書館 任用期間：令和5年3月31日まで

○ 再任用（3年目）

所属等	氏 名	備 考
生涯学習課主査	大塚 信行	文化センター 任用期間：令和5年3月31日まで

議案第13号

函南町教育委員会町職員（教諭）の人事異動について

函南町教育委員会町職員（教諭）の令和4年4月1日発令人事異動を別紙のとおりしたいので、教育委員会の承認を求める。

令和4年3月15日 提出

函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和4年3月14日付け町職員の人事異動内示に伴い、函南町教育委員会町職員（教諭）について、教育委員会に承認を求めるものです。

令和4年4月1日付発令

人事異動内示（函南町教育委員会）

○ 教育委員会（教諭）

新 任	氏 名	旧 任	備 考
二葉こども園副園長	原賀 佳子	自由ヶ丘幼稚園主任教諭	昇格
自由ヶ丘幼稚園主任教諭	加藤 弘子	みのり幼稚園主任教諭	
自由ヶ丘幼稚園主任教諭	横山恵理子	西部保育園主任保育士	町長部局から出向
みのり幼稚園主任教諭	井出 真琴	二葉幼稚園主任教諭	
丹那幼稚園主任教諭	渡邊 雅子	自由ヶ丘幼稚園主任教諭	
二葉こども園主任教諭	望月真由子	若葉保育園主任保育士	三島函南広域行政組合から帰任 町長部局から出向
二葉こども園主任教諭	藤澤 昭子	丹那幼稚園主任教諭	
自由ヶ丘幼稚園主任教諭	栗田しお梨	自由ヶ丘幼稚園教諭	昇格（教諭→主任教諭）
二葉こども園教諭	西島 万祐	自由ヶ丘幼稚園教諭	
丹那幼稚園教諭	辻 佑香	二葉幼稚園教諭	
自由ヶ丘幼稚園教諭	渡邊 美穂	春光幼稚園教諭	昇格（2級教諭）
二葉こども園教諭	石川 真未	西部保育園保育士	昇格（2級教諭）町長部局から出向
西部保育園主任保育士	杉山 恵	丹那幼稚園主任教諭	教育委員会から出向
西部保育園主任保育士	松本 加容	春光幼稚園主任教諭	教育委員会から出向
西部保育園保育士	梶山 梨紗	自由ヶ丘幼稚園教諭	教育委員会から出向
西部保育園保育士	名越 妃加	自由ヶ丘幼稚園教諭	教育委員会から出向

○ 新規採用職員

新 任	氏 名	旧 任
春光幼稚園教諭	西原 彩乃	新規採用職員 町長部局から出向
二葉こども園教諭	鈴木 彩夏	新規採用職員 町長部局から出向
間宮幼稚園教諭	廣瀬 百花	新規採用職員 町長部局から出向
自由ヶ丘幼稚園教諭	杉山 周平	新規採用職員 町長部局から出向
二葉こども園栄養士	宝来 真夕	新規採用職員 町長部局から出向

○ 再任用（3年目）

所属等	氏 名	備 考
みのり幼稚園教諭	西原久美子	任用期間：令和5年3月31日まで

○ 派遣・出向等

所 属	氏 名	旧 任	備 考
三島函南広域行政組合	神田ちひろ	間宮幼稚園教諭	派遣 若葉保育園

議案第14号

函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会委員の委嘱等について

函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会条例（平成30年函南町条例第10号）第3条の規定により、別紙の者を函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会委員に委嘱又は任命したいので、教育委員会の承認を求める。

令和4年3月15日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

現在委嘱している委員の任期が令和4年3月31日を以て満了となるため、新たな委員の委嘱等について、教育委員会に承認を求めるものです。

議案第15号

函南町就学支援委員会委員の委嘱について

函南町就学支援委員会設置条例（昭和54年函南町条例第10号）第3条の規定により、別紙の者を函南町就学支援委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和4年3月15日 提出
函南町教育長 久保田浩子

提案理由

現在委嘱している委員の任期が令和4年3月31日を以て満了となるため、新たな委員の委嘱について、教育委員会に承認を求めるものです。

議案第16号

函南町学校運営協議会委員の委嘱について

函南町学校運営協議会規則（令和2年函南町教育委員会規則第1号）第5条の規定により、別紙の者を函南町学校運営協議会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和4年3月15日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

現在委嘱している委員の任期が令和4年3月31日を以て満了となるため、町内小中学校から新たに推薦があった委員の委嘱について、教育委員会に承認を求めるものです。

任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日まで。

議案第 17 号

函南町スポーツ推進委員の委嘱について

函南町スポーツ推進委員に関する規則（昭和 37 年函南町教育委員会規則第 1 号）の規定により別紙の者を函南町スポーツ推進委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 4 年 3 月 15 日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和 4 年 3 月 31 日付け任期満了等のため、新任として、委嘱するものです。

議案第 18 号

函南町放課後子ども教室コーディネーターの委嘱について

函南町放課後子ども教室推進事業実施要綱（平成 21 年教育委員会告示第 3 号）の規定により、別紙の者を函南町放課後子ども教室コーディネーターに委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 4 年 3 月 15 日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和 4 年 3 月 31 日付け任期満了のため。

議案第 19 号

かんなみ仏の里美術館運営審議会委員の委嘱について

かんなみ仏の里美術館の設置、管理等に関する条例（平成 24 年函南町条例第 9 号）の規定により、別紙の者をかんなみ仏の里美術館運営審議会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 4 年 3 月 15 日提出

函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

現在委嘱している委員の任期が令和 4 年 3 月 31 日を以て満了となるため、新たな委員の委嘱について承認を求めるものです。

議案第20号

函南町立小・中学校処務規程の一部改正について

函南町立小・中学校処務規程（平成13年函南町教育委員会訓令第4号）の一部を別紙のとおり改正したいので、教育委員会の承認を求める。

令和4年3月15日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

教職員の休職処分、勤務時間、休日、休暇等に関する事務手続きや産休に係る証拠書類の取り扱いについて、所要の改正を行うものです。また、函南町教育委員会訓令で定める申請書等の押印の特例に関する訓令が施行されたことにより、本規程の押印が省略可能となった様式について、所要の改正を行うものです。

函南町教育委員会訓令乙第 号

函南町立小・中学校処務規程（平成13年函南町教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

函南町教育長 久保田 浩子

改正前	改正後
(出勤簿) 第16条 校長及び職員は、タイムレコーダーを使用し、<u>出勤時刻及び退勤時刻等</u>を出勤簿（様式第32号）に記録しなければならない。 2 (略) (年次有給休暇) 第18条 校長及び職員（<u>臨時的任用職員を除く。</u>）が年次有給休暇を受けようとするときは、あらかじめ休暇等承認申請（請求）簿（様式第36号の1・2）により校長（校長にあつては引き続き5日を超える場合は委員会）に請求しなければならない。<u>ただし、臨時的任用職員については、有給休暇等承認申請（請求）簿（様式第36号の3）による。</u> 2 3 (略) (出産による特別休暇等) 第22条 校長及び職員が出産による特別休暇を受けようとするときは、次の書類により申し出るものとする。	(出勤簿) 第16条 校長及び職員は、タイムレコーダーを使用し、<u>勤務状況</u>を出勤簿（様式第32号）に記録しなければならない。 2 (略) (年次有給休暇) 第18条 校長及び職員が年次有給休暇を受けようとするときは、あらかじめ休暇等承認申請（請求）簿（様式第36号の1・2）により校長（校長にあつては引き続き5日を超える場合は委員会）に請求しなければならない。 2 3 (略) (出産による特別休暇等) 第22条 校長及び職員が出産による特別休暇を受けようとするときは、次の書類により申し出るものとする。

改正前	改正後
(1) (略) (2) <u>医師又は助産婦の出産（予定）証明書</u> （職務に専念する義務の免除） 第26条 校長及び職員が、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年函南町条例第8号）を準用し、職務に専念する義務の免除を受けようとするときは、休暇等承認申請（請求）簿（<u>臨時的任用職員の場合は有給休暇等承認申請（請求）簿</u>）を提出し、校長（校長にあつては引き続き5日を超える場合は委員会）の承認を得なければならない。ただし、引き続き7日以上の場合は、職務専念義務免除願（様式第43号）を委員会へ提出し、その承認を得なければならない。 （傷病による休職） 第28条 校長及び職員が結核性疾患による休職又は期間の更新を願い出る場合は、次の書類を委員会に提出しなければならない。 (1) <u>休職（休職期間更新）願（様式第45号）</u> (2)(3) (略) （職務復帰） 第30条 校長及び職員が結核性疾患による<u>特別休職</u>若しくは結核性疾患以外の傷病による特別休暇（引き続き3か月以外の場合に限る。）若しくは<u>休職（専従許可による休職を除く。）</u>を受けている期間が満了したとき又は当該期間内に職務に復帰しようとするときは、次の書類を委員会に提出し、承認を得なければなら	(1) (略) (2) <u>母子健康手帳の写し等</u> （職務に専念する義務の免除） 第26条 校長及び職員が、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年函南町条例第8号）を準用し、職務に専念する義務の免除を受けようとするときは、休暇等承認申請（請求）簿を提出し、校長（校長にあつては引き続き5日を超える場合は委員会）の承認を得なければならない。ただし、引き続き7日以上の場合は、職務専念義務免除願（様式第43号）を委員会へ提出し、その承認を得なければならない。 （傷病による休職） 第28条 校長及び職員が結核性疾患による休職又は期間の更新を願い出る場合は、次の書類を委員会に提出しなければならない。 (1) <u>人事意見申出書（様式第51号）</u> (2)(3) (略) （職務復帰） 第30条 校長及び職員が結核性疾患による<u>特別休暇</u>若しくは結核性疾患以外の傷病による特別休暇（引き続き3か月以外の場合に限る。）を受けている期間が満了したとき又は当該期間内に職務に復帰しようとするときは、次の書類を委員会に提出し、承認を得なければならない。

改正前	改正後
ばならない。 (1) 職務復帰(復職)願(様式第47号) (2)(3) (略) 2 (略) <u>3</u> 専従許可を受けて休職している職員が職務に復帰しようとするときは、<u>職務復帰(復職)願</u>を委員会に提出しなければならない。	(1) 職務復帰願(様式第47号) (2)(3) (略) 2 (略) <u>3</u> <u>校長は、職員が傷病による休職を受けている期間が満了したとき、又は当該期間内に職場に復帰しようとするときは、人事意見申出書に第1項第2号及び第3号の書類を添えて委員会に提出しなければならない。</u> <u>4</u> 専従許可を受けて休職している職員が職務に復帰しようとするときは、<u>人事意見申出書(様式第51号)</u>を委員会に提出しなければならない。

改 正 後

[illegible]

改正前

様式第31号（第15条関係）

宿 日 直 日 誌

年 月 日 曜日 天候		校長印		教頭印	
日 直	勤務者の氏名	⑧			
	巡視の状況				
	受付文書 及び電話				
	記事				
宿 直	勤務者の氏名	⑧			
	巡視の状況				
	受付文書 及び電話				
	記事				

改正後

様式第31号（第15条関係）

宿 日 直 日 誌

年 月 日 曜日 天候		校長印		教頭印	
日 直	勤務者の氏名	_____			
	巡視の状況				
	受付文書 及び電話				
	記事				
宿 直	勤務者の氏名	_____			
	巡視の状況				
	受付文書 及び電話				
	記事				

改正前

様式第32号 (第16条関係)

III. 1891

従業員番号:

式名：

カード番号:

Figure 1

注意：

[illegible]

改 正 後

雜成第32号 (16卷第4号)

本座 七番傳

一、基础信息										二、详细数据												
序号	姓名	性别	年龄	职业	学历	民族	籍贯	身份证号	联系电话	电子邮箱	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1	张三	男	25	教师	本科	汉族	山东	110101199901010001	13800000000	zhangsan@163.com	100	200	300	400	500	600	700	800	900	1000	1100	1200
2	李四	女	28	医生	硕士	汉族	北京	110102199902020002	13900000000	lisi@163.com	200	300	400	500	600	700	800	900	1000	1100	1200	1300
3	王五	男	30	工程师	本科	汉族	广东	440103199903030003	13700000000	wangwu@163.com	300	400	500	600	700	800	900	1000	1100	1200	1300	1400
4	赵六	女	22	学生	高中	汉族	河南	410104199904040004	13600000000	zhaoliu@163.com	400	500	600	700	800	900	1000	1100	1200	1300	1400	1500
5	孙七	男	35	经理	本科	汉族	浙江	330105199905050005	13500000000	sunqi@163.com	500	600	700	800	900	1000	1100	1200	1300	1400	1500	1600
6	周八	女	27	护士	大专	汉族	四川	510106199906060006	13400000000	zhouba@163.com	600	700	800	900	1000	1100	1200	1300	1400	1500	1600	1700
7	吴九	男	32	程序员	本科	汉族	湖北	420107199907070007	13300000000	wujiu@163.com	700	800	900	1000	1100	1200	1300	1400	1500	1600	1700	1800
8	郑十	女	29	会计	本科	汉族	湖南	430108199908080008	13200000000	zhengshi@163.com	800	900	1000	1100	1200	1300	1400	1500	1600	1700	1800	1900
9	冯十一	男	31	销售	本科	汉族	安徽	340109199909090009	13100000000	fengshiji@163.com	900	1000	1100	1200	1300	1400	1500	1600	1700	1800	1900	2000
10	陈十二	女	26	设计师	本科	汉族	江西	360110199910100010	13000000000	chenji@163.com	1000	1100	1200	1300	1400	1500	1600	1700	1800	1900	2000	2100
11	林十三	男	33	律师	硕士	汉族	福建	350111199911110011	12900000000	linshi@163.com	1100	1200	1300	1400	1500	1600	1700	1800	1900	2000	2100	2200
12	黄十四	女	24	文员	高中	汉族	广西	450112199912120012	12800000000	huangsi@163.com	1200	1300	1400	1500	1600	1700	1800	1900	2000	2100	2200	2300
13	徐十五	男	34	工程师	本科	汉族	贵州	520113199913130013	12700000000	xu@163.com	1300	1400	1500	1600	1700	1800	1900	2000	2100	2200	2300	2400
14	马十六	女	23	学生	高中	汉族	云南	530114199914140014	12600000000	ma@163.com	1400	1500	1600	1700	1800	1900	2000	2100	2200	2300	2400	2500
15	朱十七	男	36	经理	本科	汉族	陕西	610115199915150015	12500000000	zhu@163.com	1500	1600	1700	1800	1900	2000	2100	2200	2300	2400	2500	2600
16	刘十八	女	21	护士	大专	汉族	甘肃	620116199916160016	12400000000	liu@163.com	1600	1700	1800	1900	2000	2100	2200	2300	2400	2500	2600	2700
17	孙十九	男	37	程序员	本科	汉族	宁夏	640117199917170017	12300000000	sun@163.com	1700	1800	1900	2000	2100	2200	2300	2400	2500	2600	2700	2800
18	周二十	女	20	文员	高中	汉族	青海	630118199918180018	12200000000	zhou@163.com	1800	1900	2000	2100	2200	2300	2400	2500	2600	2700	2800	2900
19	吴二十一	男	38	工程师	本科	汉族																

改正前

機式第36号の1(第18条、第19条、第23条、第26条関係)

生 休 期 河 承

[illegible]

項目時数の訂正は、見直しに訂正する。(訂正印不要)

01 京都府の人口推計(2025年)によると、75歳以上の高齢者は、2015年の推計人口に比べ、2025年には約1.5倍に増加すると見込まれる。高齢者の増加に伴い、高齢者の生活を支えるための施策の重要性が高まっている。高齢者の生活を支えるためには、高齢者の生活環境の整備、高齢者の生活支援サービスの提供、高齢者の生活参加の促進などが求められる。本報告では、高齢者の生活環境の整備、高齢者の生活支援サービスの提供、高齢者の生活参加の促進に関する施策の現状と課題、今後の施策の方向性について検討する。

[illegible]

昭和十一年四月二十日、東京府立第一中学校、（東京府立第一中学校）

[illegible]

改 正 後

设计要素是①(第18条、第19条、第23条、第24条四款)

第 23 条、第 29 条(修改)

[illegible]

産品検査のためは、受入値に計算する。(訂定国主型)

2014年12月31日，本公司在“信用中国”网站(www.creditchina.gov.cn)上未发现任何失信记录。

[illegible]

再評価の計画は、早急に野党する。(野党派本部)

① 2. 在“我”和“他”的对比中，作者通过“我”的视角，写出了“他”的内心世界，以及“他”对“我”的影响。作者通过“我”的视角，写出了“他”的内心世界，以及“他”对“我”的影响。作者通过“我”的视角，写出了“他”的内心世界，以及“他”对“我”的影响。

改正前

様式第36号の2 (第18条、第19条、第23条、第26条関係)

年

[illegible]

頁目時間の訂正は、見え直し訂正する。(訂正印不要)

[illegible]

改正後

編者註：第15条の5（第15条、第19条、第21条、第28条関係）

第23集、第24集

[illegible]

積月積年の訂正は、翌年度し訂正する。〔訂正額不償〕

表1 京都市の人口増加率と人口平均年齢(推定) (単位:%)

[illegible]

Figure 1. The effect of the concentration of the solution on the adsorption of the dye. The concentration of the solution was 0.01, 0.02, 0.03, 0.04, 0.05, 0.06, 0.07, 0.08, 0.09, 0.1, 0.2, 0.3, 0.4, 0.5, 0.6, 0.7, 0.8, 0.9, 1.0, 1.5, 2.0, 3.0, 4.0, 5.0, 6.0, 7.0, 8.0, 9.0, 10.0, 15.0, 20.0, 30.0, 40.0, 50.0, 60.0, 70.0, 80.0, 90.0, 100.0, 150.0, 200.0, 300.0, 400.0, 500.0, 600.0, 700.0, 800.0, 900.0, 1000.0, 1500.0, 2000.0, 3000.0, 4000.0, 5000.0, 6000.0, 7000.0, 8000.0, 9000.0, 10000.0, 15000.0, 20000.0, 30000.0, 40000.0, 50000.0, 60000.0, 70000.0, 80000.0, 90000.0, 100000.0, 150000.0, 200000.0, 300000.0, 400000.0, 500000.0, 600000.0, 700000.0, 800000.0, 900000.0, 1000000.0, 1500000.0, 2000000.0, 3000000.0, 4000000.0, 5000000.0, 6000000.0, 7000000.0, 8000000.0, 9000000.0, 10000000.0, 15000000.0, 20000000.0, 30000000.0, 40000000.0, 50000000.0, 60000000.0, 70000000.0, 80000000.0, 90000000.0, 100000000.0, 150000000.0, 200000000.0, 300000000.0, 400000000.0, 500000000.0, 600000000.0, 700000000.0, 800000000.0, 900000000.0, 1000000000.0, 1500000000.0, 2000000000.0, 3000000000.0, 4000000000.0, 5000000000.0, 6000000000.0, 7000000000.0, 8000000000.0, 9000000000.0, 10000000000.0, 15000000000.0, 20000000000.0, 30000000000.0, 40000000000.0, 50000000000.0, 60000000000.0, 70000000000.0, 80000000000.0, 90000000000.0, 100000000000.0, 150000000000.0, 200000000000.0, 300000000000.0, 400000000000.0, 500000000000.0, 600000000000.0, 700000000000.0, 800000000000.0, 900000000000.0, 1000000000000.0, 1500000000000.0, 2000000000000.0, 3000000000000.0, 4000000000000.0, 5000000000000.0, 6000000000000.0, 7000000000000.0, 8000000000000.0, 9000000000000.0, 10000000000000.0, 15000000000000.0, 20000000000000.0, 30000000000000.0, 40000000000000.0, 50000000000000.0, 60000000000000.0, 70000000000000.0, 80000000000000.0, 90000000000000.0, 100000000000000.0, 150000000000000.0, 200000000000000.0, 300000000000000.0, 400000000000000.0, 500000000000000.0, 600000000000000.0, 700000000000000.0, 800000000000000.0, 900000000000000.0, 1000000000000000.0, 1500000000000000.0, 2000000000000000.0, 3000000000000000.0, 4000000000000000.0, 5000000000000000.0, 6000000000000000.0, 7000000000000000.0, 8000000000000000.0, 9000000000000000.0, 10000000000000000.0, 15000000000000000.0, 20000000000000000.0, 30000000000000000.0, 40000000000000000.0, 50000000000000000.0, 60000000000000000.0, 70000000000000000.0, 80000000000000000.0, 90000000000000000.0, 100000000000000000.0, 150000000000000000.0, 200000000000000000.0, 300000000000000000.0, 400000000000000000.0, 500000000000000000.0, 600000000000000000.0, 700000000000000000.0, 800000000000000000.0, 900000000000000000.0, 1000000000000000000.0, 1500000000000000000.0, 2000000000000000000.0, 3000000000000000000.0, 4000000000000000000.0, 5000000000000000000.0, 6000000000000000000.0, 7000000000000000000.0, 8000000000000000000.0, 9000000000000000000.0, 10000000000000000000.0, 15000000000000000000.0, 20000000000000000000.0, 30000000000000000000.0, 40000000000000000000.0, 50000000000000000000.0, 60000000000000000000.0, 70000000000000000000.0, 80000000000000000000.0, 90000000000000000000.0, 100000000000000000000.0, 150000000000000000000.0, 200000000000000000000.0, 300000000000000000000.0, 400000000000000000000.0, 500000000000000000000.0, 600000000000000000000.0, 700000000000000000000.0, 800000000000000000000.0, 900000000000000000000.0, 1000000000000000000000.0, 1500000000000000000000.0, 2000000000000000000000.0, 3000000000000000000000.0, 4000000000000000000000.0, 5000000000000000000000.0, 6000000000000000000000.0, 7000000000000000000000.0, 8000000000000000000000.0, 9000000000000000000000.0, 10000000000000000000000.0, 15000000000000000000000.0, 20000000000000000000000.0, 30000000000000000000000.0, 40000000000000000000000.0, 50000000000000000000000.0, 60000000000000000000000.0, 70000000000000000000000.0, 80000000000000000000000.0, 90000000000000000000000.0, 100000000000000000000000.0, 150000000000000000000000.0, 200000000000000000000000.0, 300000000000000000000000.0, 400000000000000000000000.0, 500000000000000000000000.0, 600000000000000000000000.0, 700000000000000000000000.0, 800000000000000000000000.0, 900000000000000000000000.0, 10000000

姓名

[illegible]

程正明等の訂正は、見出し訂正する。(訂正印不要)

[illegible]

民事

[illegible]

時間 日 時 分

[illegible]

改 正 後

様式第36号の3 (第18条、第26条関係)

[illegible]

取得通計と数時間差の訂正は、見え出し訂正する。(訂正印不要)

① 時刻は、2(時刻)欄に記入する。② 通計及び訂正の場合には、全欄を数字で記入する。(1:公算時刻又は通計時刻、2:時刻、3:時刻、4:経緯緯度等、5:その他)

③ 2(時刻)欄に、時刻の誤り(時刻の誤り)を記入する。④ 時刻の訂正は、時刻の訂正欄に記入する。⑤ 時刻の訂正は、時刻の訂正欄に記入する。

[illegible]

取票票計日發時間の訂正は、見え無し訂正する。(訂正印不要)

様式第39号（第23条関係）

ボランティア活動計画書

所属名

職・氏名

⑤

1 活動期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

2 活動の種類（該当するものに○をつける。）

ア 被災者への活動 イ 社会福祉施設等における活動 ウ その他
エ

3 活動場所

施設名等

所在地

電 話 ()

4 具体的活動内容

5 仲介団体等の有無及び団体名（該当するものに○をつける。）

有 無

団体名

所在地

電 話 ()

6 ボランティア活動保険加入の有無（該当するものに○をつける。）

有 無

7 備考

（注）

- 「3 活動場所」及び「4 具体的活動内容」については、当該活動が仲介団体等（社会福祉協議会等主として活動の仲介を行っている団体のほか、自らも活動主体となって活動を行う団体も含まれる。）を通じたものであり、当該仲介団体等による証明が得られる場合には、適宜記入を省略して差し支えない。
- 「3 活動場所」は、活動場所が支援する相手の居宅である場合には、その者の氏名及び住所等を記入する。
- 「7 備考」は、支援する相手の居宅における活動を仲介団体等を通じないで行う場合に、その者の状態について記入する。

様式第39号（第23条関係）

ボランティア活動計画書

所属名

職・氏名

—

1 活動期間

— 年 月 日から — 年 月 日まで

2 活動の種類（該当するものに○をつける。）

ア 被災者への活動 イ 社会福祉施設等における活動 ウ その他
エ

3 活動場所

施設名等

所在地

電 話 ()

4 具体的活動内容

5 仲介団体等の有無及び団体名（該当するものに○をつける。）

有 無

団体名

所在地

電 話 ()

6 ボランティア活動保険加入の有無（該当するものに○をつける。）

有 無

7 備考

（注）

- 「3 活動場所」及び「4 具体的活動内容」については、当該活動が仲介団体等（社会福祉協議会等主として活動の仲介を行っている団体のほか、自らも活動主体となって活動を行う団体も含まれる。）を通じたものであり、当該仲介団体等による証明が得られる場合には、適宜記入を省略して差し支えない。
- 「3 活動場所」は、活動場所が支援する相手の居宅である場合には、その者の氏名及び住所等を記入する。
- 「7 備考」は、支援する相手の居宅における活動を仲介団体等を通じないで行う場合に、その者の状態について記入する。

改正前

格式第40号 (第24条関係)

介 護 状 暇 求 認 申 請 簿

半双

姓名 氏名

氏名	氏名
職柄	要介護者の状態及び具体的な介護の内容
☐ 内・別居 ☐ 同居 ☐ 居宅	
介護が必要となった時期	
年 月 日	

指定期間の車出・指定																	
第1期						第2期				第3期							
校長氏名	校長印	申出の期間	申出日	本人印	月曜日	幹事長氏名	校長氏名	申出の期間	申出日	本人印	月曜日	幹事長氏名	校長氏名	申出の期間	申出日	本人印	月曜日
		年 月 から 年 月 日まで			月 日			年 月 から 年 月 日まで			月 日			年 月 から 年 月 日まで			月 日
備考						備考						備考					

[illegible]

(注) 捺印の欄は職員が記入し、又は押印すること。

事項の 否	教育長 印	校長 印	分属休職の請求・承認						請求年月日	本人 印	処理 欄	備考			
			請 求		期 間		合 計								
			年	月	日	時	分	時	分	時	分	日	年	月	日
○承認			年	月	日から	○節日	時	分	時	分	分	日	年	月	日
○不承認			年	月	日まで	○その節()	時	分	時	分	分	日			
○承認			年	月	日から	○節日	時	分	時	分	分	日	年	月	日
○不承認			年	月	日まで	○その節()	時	分	時	分	分	日			
○承認			年	月	日から	○節日	時	分	時	分	分	日	年	月	日
○不承認			年	月	日まで	○その節()	時	分	時	分	分	日			
○承認			年	月	日から	○節日	時	分	時	分	分	日	年	月	日
○不承認			年	月	日まで	○その節()	時	分	時	分	分	日			
○承認			年	月	日から	○節日	時	分	時	分	分	日	年	月	日
○不承認			年	月	日まで	○その節()	時	分	時	分	分	日			

介護体験の取組しる																
教育長印	校長印	余	休	観	の	取	組	し	る	の	期	間	本人印	処遇関	備	考
		年	月	日	時	分	時	分	日	時	分	分				
		年	月	日から	時	分	時	分	日							
		年	月	日まで	時	分	時	分	日							
		年	月	日から	時	分	時	分	日							
		年	月	日まで	時	分	時	分	日							
		年	月	日から	時	分	時	分	日							
		年	月	日まで	時	分	時	分	日							
		年	月	日から	時	分	時	分	日							
		年	月	日まで	時	分	時	分	日							
		年	月	日から	時	分	時	分	日							
		年	月	日まで	時	分	時	分	日							

(注) 捺印の欄は職員が記入し、又は押印すること。

改 正 後

模式第40号 (模24条竖线)

辦 理 申 請 認 購 依 據 介 紹

学校

職名 氏名

氏 名			姓		
職 柄			要介護者の状態及び		
男・別居	□同居	□別居	加齢的な介護の必要性		
介護が必要となった時期					
年	月	日			

附 定 期 間 の 申 出 ・ 指 定											
第1回				第2回				第3回			
教育委員会	校長	申出の期間	申出日	月	日	教育委員会	校長	申出の期間	申出日	月	日
		毎年自から 毎年日まで		月	日			毎年自から 毎年日まで		月	日
備考						備考					

指定期間の延長・短縮														
第1回				第2回				第3回						
校長印	校長印	延長・短縮 理由	申出日	校長・短縮決 定の日数	校長印	校長印	延長・短縮 理由	申出日	延長・短縮決 定の日数	校長印	校長印	延長・短縮 理由	申出日	延長・短縮決 定の日数
		延長 日数ナ 短縮 日数ニ		月 日			延長 日数ナ 短縮 日数ニ		月 日			延長 日数ナ 短縮 日数ニ		月 日
		延長 日数ナ 短縮 日数ニ		月 日			延長 日数ナ 短縮 日数ニ		月 日			延長 日数ナ 短縮 日数ニ		月 日

(注) 要印の票は職員が記入すること。

[illegible]

臺灣糖務局製糖工廠									
製糖廠 名	糖務 所	糖 名	糖 名		糖 名		糖 名		糖 名
			年 月	日	年 月	日	年 月	日	
第一製糖廠	第一糖務所	第一糖	1911	1	1911	1	1911	1	第一糖
第二製糖廠	第二糖務所	第二糖	1911	1	1911	1	1911	1	第二糖
第三製糖廠	第三糖務所	第三糖	1911	1	1911	1	1911	1	第三糖
第四製糖廠	第四糖務所	第四糖	1911	1	1911	1	1911	1	第四糖
第五製糖廠	第五糖務所	第五糖	1911	1	1911	1	1911	1	第五糖
第六製糖廠	第六糖務所	第六糖	1911	1	1911	1	1911	1	第六糖
第七製糖廠	第七糖務所	第七糖	1911	1	1911	1	1911	1	第七糖
第八製糖廠	第八糖務所	第八糖	1911	1	1911	1	1911	1	第八糖
第九製糖廠	第九糖務所	第九糖	1911	1	1911	1	1911	1	第九糖
第十製糖廠	第十糖務所	第十糖	1911	1	1911	1	1911	1	第十糖

【注】：利用「四角應時」部起入半のこと

改 正 後

標式第10号の2 (第24条関係)

介 護 時 間 未 認 申 請 簿

学校

職名	氏名
----	----

紹介障子に 関する事項	氏 名	姓		名		要介護者の施設及び 具体的な介護の内容
	純 向・別居	純 向・別居	口別居	口別居		
	介護が必要となった時期 年 月 日					
連続する3年の期間 年 月 日から 年 月 日まで						
承 認 の 可 否	教 育 長 印	決 算 印	期 次 の 期 間			事 務 課 長 年 月 日
☐ 承認 ☐ 不承認			年 月 日から 年 月 日まで	口第1 口その他 ()	時 分～ 時 分	年 月 日
☐ 承認 ☐ 不承認			年 月 日から 年 月 日まで	口第1 口その他 ()	時 分～ 時 分	年 月 日
☐ 承認 ☐ 不承認			年 月 日から 年 月 日まで	口第1 口その他 ()	時 分～ 時 分	年 月 日
☐ 承認 ☐ 不承認			年 月 日から 年 月 日まで	口第1 口その他 ()	時 分～ 時 分	年 月 日
☐ 承認 ☐ 不承認			年 月 日から 年 月 日まで	口第1 口その他 ()	時 分～ 時 分	年 月 日
☐ 承認 ☐ 不承認			年 月 日から 年 月 日まで	口第1 口その他 ()	時 分～ 時 分	年 月 日
☐ 承認 ☐ 不承認			年 月 日から 年 月 日まで	口第1 口その他 ()	時 分～ 時 分	年 月 日

(注) 捺印の横以職責が記入すること。

介 護 休 暇 の 取 消 し 等

教育長印		校長印		分 費 放 假 の 取 消 し 等										知 理 場		備 考	
				休 暇 の 取 消 し 等 の 期 間		合 計											
		年 月 日		時 分	時 分	時 分	時 分	日									
		年 月 日	から	時 分	時 分	時 分	時 分	日									
		年 月 日	まで	時 分	時 分	時 分	時 分	時									
		年 月 日	から	時 分	時 分	時 分	時 分	日									
		年 月 日	まで	時 分	時 分	時 分	時 分	時									
		年 月 日	から	時 分	時 分	時 分	時 分	日									
		年 月 日	まで	時 分	時 分	時 分	時 分	時									
		年 月 日	から	時 分	時 分	時 分	時 分	日									
		年 月 日	まで	時 分	時 分	時 分	時 分	時									
		年 月 日	から	時 分	時 分	時 分	時 分	日									
		年 月 日	まで	時 分	時 分	時 分	時 分	時									
		年 月 日	から	時 分	時 分	時 分	時 分	日									
		年 月 日	まで	時 分	時 分	時 分	時 分	時									
		年 月 日	から	時 分	時 分	時 分	時 分	日									
		年 月 日	まで	時 分	時 分	時 分	時 分	時									
		年 月 日	から	時 分	時 分	時 分	時 分	日									
		年 月 日	まで	時 分	時 分	時 分	時 分	時									
		年 月 日	から	時 分	時 分	時 分	時 分	日									
		年 月 日	まで	時 分	時 分	時 分	時 分	時									
		年 月 日	から	時 分	時 分	時 分	時 分	日									
		年 月 日	まで	時 分	時 分	時 分	時 分	時									
		年 月 日	から	時 分	時 分	時 分	時 分	日									
		年 月 日	まで	時 分	時 分	時 分	時 分	時									

(注) 察印の欄は職員が記入すること。

改正前

様式第41号(第25条関係)

専従許可申請書

年 月 日

静岡県教育委員会 様

学校

職員番号

職名

氏名



次のとおり専従許可を申請します。

所属職員団体の名称及び役職名			
専従許可を受けようとする期間		年 月 日から	月 日間
		年 月 日まで	
過去における	職員団体の名称 及び 役 職 名		
	専 従 許 可 を 受 け た 期 間	年 月 日から	月 日間
		年 月 日まで	

次のとおり上記の者が、本団体の専従役員として決定したことを証明します。

期 間	年 月 日から	月 日間
	年 月 日まで	
役 職 名		

年 月 日

職員団体名

代表者氏名



改正後

様式第41号(第25条関係)

専従許可申請書

年 月 日

静岡県教育委員会 様

学校

職員番号

職名

氏名

次のとおり専従許可を申請します。

所属職員団体の名称及び役職名			
専従許可を受けようとする期間		年 月 日から	月 日間
		年 月 日まで	
過去における	職員団体の名称 及び 役 職 名		
	専 従 許 可 を 受 け た 期 間	年 月 日から	月 日間
		年 月 日まで	

次のとおり上記の者が、本団体の専従役員として決定したことを証明します。

期 間	年 月 日から	月 日間
	年 月 日まで	
役 職 名		

年 月 日

職員団体名

代表者氏名



改 正 前	改 正 後								
様式第43号(第26条関係) 職 務 専 念 義 務 免 除 願 年 月 日 函南町教育委員会 様 学校 職名 氏名 印 次のとおり職務に専念する義務の免除を受けたいので、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年函南町条例第8号）第2条の規定により、願い出ます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">免除を願い出る理由 (具体的に記入する)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>免除を願い出る期間</td> <td> 年 月 日 か ら 年 月 日 ま で </td> </tr> </table> 副 申 書 第 号 年 月 日 函南町教育委員会 様 学校長 印 上記のとおり願い出がありましたので、副申します。 上記の願い出について承認する。 年 月 日 函南町教育委員会 印	免除を願い出る理由 (具体的に記入する)		免除を願い出る期間	年 月 日 か ら 年 月 日 ま で	様式第43号(第26条関係) 職 務 専 念 義 務 免 除 願 年 月 日 函南町教育委員会 様 学校 職名 氏名 次のとおり職務に専念する義務の免除を受けたいので、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年函南町条例第8号）第2条の規定により、願い出ます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">免除を願い出る理由 (具体的に記入する)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>免除を願い出る期間</td> <td> 年 月 日 か ら 年 月 日 ま で </td> </tr> </table> 副 申 書 第 号 年 月 日 函南町教育委員会 様 学校長 印 上記のとおり願い出がありましたので、副申します。 上記の願い出について承認する。 年 月 日 函南町教育委員会 印	免除を願い出る理由 (具体的に記入する)		免除を願い出る期間	年 月 日 か ら 年 月 日 ま で
免除を願い出る理由 (具体的に記入する)									
免除を願い出る期間	年 月 日 か ら 年 月 日 ま で								
免除を願い出る理由 (具体的に記入する)									
免除を願い出る期間	年 月 日 か ら 年 月 日 ま で								

改正前

様式第44号(第27条関係)

研修承認願

年 月 日

学校長 様

職名 氏名



次のとおり教育公務員特例法第22条第2項の規定により研修したいので、承認願います。

期 間	年 月 日から 時 分から 年 月 日まで 時 分まで	日間
場 所		
目 的		
内 容	〔計画を具体的に記入〕	

(注) 内容は、計画を具体的に記載すること。

上記のとおり承認する。

年 月 日

学校長 (印)

研修報告書

年 月 日

学校長 様

次のとおり研修したので、報告します。

校長印

〔内 容〕

改正後

様式第44号(第27条関係)

研修承認願

年 月 日

学校長 様

職名 氏名

次のとおり教育公務員特例法第22条第2項の規定により研修したいので、承認願います。

期 間	年 月 日から 時 分から 年 月 日まで 時 分まで	日間
場 所		
目 的		
内 容	〔計画を具体的に記入〕	

(注) 内容は、計画を具体的に記載すること。

上記のとおり承認する。

年 月 日

学校長 (印)

研修報告書

年 月 日

学校長 様

次のとおり研修したので、報告します。

校長印

〔内 容〕

改 正 前

様式第45号(第28条関係)

休 職 願
休職期間更新

年 月 日

静岡県教育委員会 様

学校

職員番号

職名

氏名

印

次のとおり 休 職 願 したいので、願い出ます。
休職期間更新

理 由			
発 令 希 望 年 月 日	年 月 日		
及 び 休 職 の 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	日間
備 考			

人 事 意 見 申 出 書

所属コード

第

号

年 月 日

函南町教育委員会 様

学校長

印

次のとおり職員の 休 職 について意見を申し出ます。
休職期間更新

1 申 出 事 項

職 名	職 員 番 号	発 令 希 望 年 月 日	理 由	備 考
	氏 名	年 月 日		

2 意 見

3 その他必要事項

改 正 後

様式第45号(第28条関係)

削除

改 正 前

様式第47号(第30条関係)

職 務 復 帰 願
復 職

年 月 日

函南町教育委員会 様

学校

職員番号

職名

氏名

印

次のとおり 職務復帰
復 職 したいので、願います。

職務復帰(復職)年月日	年 月 日
理 由	
特別休暇(休職)の期間	年 月 日から 日間 年 月 日まで
備 考	

(注)備考欄は、専従から復職する場合に従事している職員団体名及び役職名を記載すること。

副 申 書

第 号
年 月 日

函南町教育委員会 様

学校長

印

上記のとおり職務復帰の願がありましたので、副申します。

改 正 後

様式第47号(第30条関係)

職 務 復 帰 願

年 月 日

函南町教育委員会 様

学校

職員番号

職名

氏名

印

次のとおり職務復帰したいので、願います。

職務復帰年月日	年 月 日
理 由	
特別休暇の期間	年 月 日から 日間 年 月 日まで
備 考	

副 申 書

第 号
年 月 日

函南町教育委員会 様

学校長

印

上記のとおり職務復帰の願がありましたので、副申します。

改正前	改正後
様式第50号（第32条関係） 退職願 年 月 日 静岡県教育委員会 様 静岡県田方郡函南町 公立学校 （ ） 所属コード 職員番号 学校 職名 氏名 ⑤ 私は、下記の理由により退職したいので、願います。 記 1 理由 2 退職希望年月日 年 月 日	様式第50号（第32条関係） 退職願 年 月 日 静岡県教育委員会 様 静岡県田方郡函南町 公立学校 （ ） 所属コード 職員番号 学校 職名 氏名 私は、下記の理由により退職したいので、願います。 記 1 理由 2 退職希望年月日 年 月 日

改 正 前	改 正 後												
様式第53号-1（第33条関係） 赴 任 延 期 願 年 月 日 函南町教育委員会 様 学校 職名 校 長 氏名 次のとおり赴任を延期をしたいので、願います。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">発 令 年 月 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>赴 任 延 期 日</td> <td>年 月 日 まで</td> </tr> <tr> <td style="height: 100px; vertical-align: top;">理 由</td> <td></td> </tr> </table> 上記のとおり許可する。 年 月 日 函南町教育委員会 印	発 令 年 月 日	年 月 日	赴 任 延 期 日	年 月 日 まで	理 由		様式第53号-1（第33条関係） 赴 任 延 期 願 年 月 日 函南町教育委員会 様 学校 職名 校 長 氏名 次のとおり赴任を延期をしたいので、願います。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">発 令 年 月 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>赴 任 延 期 日</td> <td>年 月 日 まで</td> </tr> <tr> <td style="height: 100px; vertical-align: top;">理 由</td> <td></td> </tr> </table> 上記のとおり許可する。 年 月 日 函南町教育委員会 印	発 令 年 月 日	年 月 日	赴 任 延 期 日	年 月 日 まで	理 由	
発 令 年 月 日	年 月 日												
赴 任 延 期 日	年 月 日 まで												
理 由													
発 令 年 月 日	年 月 日												
赴 任 延 期 日	年 月 日 まで												
理 由													

改 正 前	改 正 後												
様式第53号-2（第33条関係） 赴 任 延 期 願 年 月 日 学校長 様 職名 氏名 学校 ⑤ 次のとおり赴任を延期をしたいので、願います。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">発 令 年 月 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>赴 任 延 期 日</td> <td>年 月 日 まで</td> </tr> <tr> <td style="height: 100px; vertical-align: top;">理 由</td> <td></td> </tr> </table> 上記のとおり許可する。 年 月 日 学校長 印	発 令 年 月 日	年 月 日	赴 任 延 期 日	年 月 日 まで	理 由		様式第53号-2（第33条関係） 赴 任 延 期 願 年 月 日 学校長 様 職名 氏名 学校 _____ 次のとおり赴任を延期をしたいので、願います。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">発 令 年 月 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>赴 任 延 期 日</td> <td>年 月 日 まで</td> </tr> <tr> <td style="height: 100px; vertical-align: top;">理 由</td> <td></td> </tr> </table> 上記のとおり許可する。 年 月 日 学校長 印	発 令 年 月 日	年 月 日	赴 任 延 期 日	年 月 日 まで	理 由	
発 令 年 月 日	年 月 日												
赴 任 延 期 日	年 月 日 まで												
理 由													
発 令 年 月 日	年 月 日												
赴 任 延 期 日	年 月 日 まで												
理 由													

改正前

[illegible][illegible]

改 正 後

[illegible][illegible]

改 正 前

様式第55号-1 (第35条関係)

履 歴 事 項 等 変 更 届

年 月 日

函南町教育委員会 様

学校

職員番号

職名 校長 氏名



次のとおり履歴事項等の変更がありましたので、届け出ます。

氏 名 の 変 更	ふりがな		
	新姓(名)		
	ふりがな		
	旧姓(名)		
本 籍 又 は 住 所 の 変 更	新	本 籍	
		住 所	
	旧	本 籍	
		住 所	
そ の 他 の 変 更			
変 更 年 月 日			年 月 日
変 更 理 由			

履 歴 事 項 等 変 更 報 告 書

第 号
年 月 日

函南町教育委員会 様

学校長

上記のとおり履歴事項等の変更の届け出があったので、報告します。

改 正 後

様式第55号-1 (第35条関係)

履 歴 事 項 等 変 更 届

年 月 日

函南町教育委員会 様

学校

職員番号

職名 校長 氏名

次のとおり履歴事項等の変更がありましたので、届け出ます。

氏 名 の 変 更	ふりがな		
	新姓(名)		
	ふりがな		
	旧姓(名)		
本 籍 又 は 住 所 の 変 更	新	本 籍	
		住 所	
	旧	本 籍	
		住 所	
そ の 他 の 変 更			
変 更 年 月 日			年 月 日
変 更 理 由			

履 歴 事 項 等 変 更 報 告 書

第 号
年 月 日

函南町教育委員会 様

学校長

上記のとおり履歴事項等の変更の届け出があったので、報告します。

改正前

様式第55号-2（第35条関係）

履歴事項等変更届

年 月 日

学校長 様

学校

職員番号

職名 氏名



次のとおり履歴事項等の変更がありましたので、届け出ます。

氏 名 の 変 更	ふりがな		
	新姓（名）		
	ふりがな		
	旧姓（名）		
本 籍 又 は 住 所 の 変 更	新	本 籍	
		住 所	
	旧	本 籍	
		住 所	
そ の 他 の 変 更			
変 更 年 月 日			年 月 日
変 更 理 由			

履歴事項等変更報告書

第 号
年 月 日

函南町教育委員会 様

学校長

上記のとおり履歴事項等の変更の届け出があったので、報告します。

改正後

様式第55号-2（第35条関係）

履歴事項等変更届

年 月 日

学校長 様

学校

職員番号

職名 氏名

次のとおり履歴事項等の変更がありましたので、届け出ます。

氏 名 の 変 更	ふりがな		
	新姓（名）		
	ふりがな		
	旧姓（名）		
本 籍 又 は 住 所 の 変 更	新	本 籍	
		住 所	
	旧	本 籍	
		住 所	
そ の 他 の 変 更			
変 更 年 月 日			年 月 日
変 更 理 由			

履歴事項等変更報告書

第 号
年 月 日

函南町教育委員会 様

学校長

上記のとおり履歴事項等の変更の届け出があったので、報告します。

改 正 前	改 正 後																																
様式第56号(第36条関係) 兼 職 兼 業 承 認 申 請 書 年 月 日 函南町教育委員会 様 職名 職員番号 氏名 学校 印 次のとおり教育公務員特例法第17条第1項の規定により兼職したいので、承認を申請します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">職 (事 業 名)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>場 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>勤務 (兼 業) の 内 容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>期 間</td> <td>年 月 日 か ら 年 月 日 ま で</td> </tr> <tr> <td>報 酬 見 込 額 等</td> <td></td> </tr> </table> 兼 職 兼 業 内 申 書 第 号 年 月 日 函南町教育委員会 様 学校長 印 兼職 兼業 の承認申請がありましたので、次のとおり内申します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">職員の職名、氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職員の職務への影響</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td></td> </tr> </table>	職 (事 業 名)		場 所		勤務 (兼 業) の 内 容		期 間	年 月 日 か ら 年 月 日 ま で	報 酬 見 込 額 等		職員の職名、氏名		職員の職務への影響		そ の 他		様式第56号(第36条関係) 兼 職 兼 業 承 認 申 請 書 年 月 日 函南町教育委員会 様 職名 職員番号 氏名 学校 印 次のとおり教育公務員特例法第17条第1項の規定により兼職したいので、承認を申請します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">職 (事 業 名)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>場 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>勤務 (兼 業) の 内 容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>期 間</td> <td>年 月 日 か ら 年 月 日 ま で</td> </tr> <tr> <td>報 酬 見 込 額 等</td> <td></td> </tr> </table> 兼 職 兼 業 内 申 書 第 号 年 月 日 函南町教育委員会 様 学校長 印 兼職 兼業 の承認申請がありましたので、次のとおり内申します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">職員の職名、氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職員の職務への影響</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td></td> </tr> </table>	職 (事 業 名)		場 所		勤務 (兼 業) の 内 容		期 間	年 月 日 か ら 年 月 日 ま で	報 酬 見 込 額 等		職員の職名、氏名		職員の職務への影響		そ の 他	
職 (事 業 名)																																	
場 所																																	
勤務 (兼 業) の 内 容																																	
期 間	年 月 日 か ら 年 月 日 ま で																																
報 酬 見 込 額 等																																	
職員の職名、氏名																																	
職員の職務への影響																																	
そ の 他																																	
職 (事 業 名)																																	
場 所																																	
勤務 (兼 業) の 内 容																																	
期 間	年 月 日 か ら 年 月 日 ま で																																
報 酬 見 込 額 等																																	
職員の職名、氏名																																	
職員の職務への影響																																	
そ の 他																																	

改正前

様式第57号(第37条関係)

営利企業等従事許可申請書

年 月 日

函南町教育委員会 様

職名 職員番号 学校
氏名 印

次のとおり地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条第1項の規定により、営利企業等の従事の許可を得たいので、関係書類を添えて申請します。

企 業 名	
就こうとする役職名	
報 酬	
勤 務 時 間	
従事しようとする理由	

営利企業等従事内申書

第 号
年 月 日

函南町教育委員会 様

学校長

印

営利企業等従事許可申請がありましたので、次のとおり内申します。

職員の職、氏名	
職員の職務への影響	
上記職員の職との間の特別な利害関係の存在、又はその発生のおそれについて	
その事業に従事することが公務員として適当であるか	
そ の 他	

改正後

様式第57号(第37条関係)

営利企業等従事許可申請書

年 月 日

函南町教育委員会 様

職名 職員番号 学校
氏名 印

次のとおり地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条第1項の規定により、営利企業等の従事の許可を得たいので、関係書類を添えて申請します。

企 業 名	
就こうとする役職名	
報 酬	
勤 務 時 間	
従事しようとする理由	

営利企業等従事内申書

第 号
年 月 日

函南町教育委員会 様

学校長

印

営利企業等従事許可申請がありましたので、次のとおり内申します。

職員の職、氏名	
職員の職務への影響	
上記職員の職との間の特別な利害関係の存在、又はその発生のおそれについて	
その事業に従事することが公務員として適当であるか	
そ の 他	

改 正 前	改 正 後								
様式第59号(第39条関係) 身 分 証 明 書 再 交 付 申 請 書 年 月 日 函南町教育委員会 様 学校名 職 名 氏 名 年 月 日 生 次のとおり身分証明書の再交付を申請します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">身分証明書番号</td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">理 由</td> <td style="height: 150px;"></td> </tr> </table>	身分証明書番号		理 由		様式第59号(第39条関係) 身 分 証 明 書 再 交 付 申 請 書 年 月 日 函南町教育委員会 様 学校名 職 名 氏 名 年 月 日 生 次のとおり身分証明書の再交付を申請します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">身分証明書番号</td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">理 由</td> <td style="height: 150px;"></td> </tr> </table>	身分証明書番号		理 由	
身分証明書番号									
理 由									
身分証明書番号									
理 由									

改 正 前		改 正 後	
様式第61号(第40条関係)		様式第61号(第40条関係)	
出 張 承 認 願		出 張 承 認 願	
第 号		第 号	
年 月 日		年 月 日	
函南町教育委員会 様		函南町教育委員会 様	
職名 校長氏名		職名 校長氏名	
学校		学校	
次のとおり出張したいので、承認願います。		次のとおり出張したいので、承認願います。	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで 泊 日	期 間	年 月 日から 年 月 日まで 泊 日
用 務		用 務	
用 務 先		用 務 先	
そ の 他		そ の 他	
承認 書		承認 書	
上記の出張について承認する。		上記の出張について承認する。	
年 月 日		年 月 日	
函南町教育委員会 印		函南町教育委員会 印	

改 正 前	改 正 後																																																
様式第62号(第41条関係) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; text-align: center; padding: 5px;">復 命 書</td> <td style="width: 10%; text-align: center; padding: 5px;">校 長</td> <td style="width: 20%; text-align: center; padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 10px;"> 学校長 様 職名 氏名 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;">次のとおり出張したので、復命します。</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; padding: 5px;">出張年月日</td> <td style="width: 40%; text-align: center; padding: 5px;">年 月 日</td> <td style="width: 40%; text-align: center; padding: 5px;">泊 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">用 務</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">用 務 先</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">所 在 地</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">復 命 内 容</td> <td colspan="2" style="padding: 10px;"></td> </tr> </table>	復 命 書	校 長	年 月 日	学校長 様 職名 氏名			次のとおり出張したので、復命します。			出張年月日	年 月 日	泊 日	用 務			用 務 先			所 在 地			復 命 内 容			様式第62号(第41条関係) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; text-align: center; padding: 5px;">復 命 書</td> <td style="width: 10%; text-align: center; padding: 5px;">校 長</td> <td style="width: 20%; text-align: center; padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 10px;"> 学校長 様 職名 氏名 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;">次のとおり出張したので、復命します。</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; padding: 5px;">出張年月日</td> <td style="width: 40%; text-align: center; padding: 5px;">年 月 日</td> <td style="width: 40%; text-align: center; padding: 5px;">泊 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">用 務</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">用 務 先</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">所 在 地</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">復 命 内 容</td> <td colspan="2" style="padding: 10px;"></td> </tr> </table>	復 命 書	校 長	年 月 日	学校長 様 職名 氏名			次のとおり出張したので、復命します。			出張年月日	年 月 日	泊 日	用 務			用 務 先			所 在 地			復 命 内 容		
復 命 書	校 長	年 月 日																																															
学校長 様 職名 氏名																																																	
次のとおり出張したので、復命します。																																																	
出張年月日	年 月 日	泊 日																																															
用 務																																																	
用 務 先																																																	
所 在 地																																																	
復 命 内 容																																																	
復 命 書	校 長	年 月 日																																															
学校長 様 職名 氏名																																																	
次のとおり出張したので、復命します。																																																	
出張年月日	年 月 日	泊 日																																															
用 務																																																	
用 務 先																																																	
所 在 地																																																	
復 命 内 容																																																	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。
 附 則
 この訓令乙は、令和4年4月1日から施行する。

議案第21号

函南町立小・中学校出勤簿整理要領の一部改正について

函南町立小・中学校出勤簿整理要領（平成13年函南町教育委員会訓令第9号）の一部を別紙のとおり改正したいので、教育委員会の承認を求める。

令和4年3月15日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

本件要領について、関係規程との整合及びその他所要の改正を行うものです。

函南町教育委員会訓令乙第 号

函南町立小・中学校出勤簿整理要領（平成13年函南町教育委員会訓令第9号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

函南町教育長 久保田 浩子

改正前	改正後
(出勤簿の整理) 第2条 (略) 2 (略) 3 出勤及び退勤の記録がない場合、出勤簿には別表に定めるところにより相当の表示をするものとする。	(出勤簿の整理) 第2条 (略) 2 (略) 3 出勤の記録がない場合、出勤簿には別表に定めるところにより相当の表示をするものとする。

改正前			改正後		
別表（２条関係）			別表（２条関係）		
別表（第２条関係） 表示区分表			別表（第２条関係） 表示区分表		
番号		該 当 す る 場 合	番号		該 当 す る 場 合
1	休 1	週休日及び学校行事等により勤務時間を割り振らないこととなった日	1	週休	週休日及び学校行事等により勤務時間を割り振らないこととなった日
2	休 2	静岡県の休日を定める条例第１条第１項第２号及び第３号に規定する日	2	休日	静岡県の休日を定める条例第１条第１項第２号及び第３号に規定する日
3	出張	公務により出張した場合	3	出張	公務により出張した場合
4	研修	教育公務員特例法第22条第２項の研修の場合又は職務に専念する義務の特例に関する条例第２条に基づく研修の場合	4	研修	教育公務員特例法第22条第２項の研修の場合又は職務に専念する義務の特例に関する条例第２条に基づく研修の場合
5	派遣	独立行政法人国際協力機構が実施する青年海外協力隊事業等に派遣される場合の出発から帰国までの間	5	派遣	独立行政法人国際協力機構が実施する青年海外協力隊事業等に派遣される場合の出発から帰国までの間
6	年休	年次有給休暇を取得した場合	6	年休	年次有給休暇を取得した場合
7	特休	特別休暇を取得した場合	7	特休	特別休暇を取得した場合
8	介休	介護休暇又は介護時間を取得した場合	8	介休	介護休暇又は介護時間を取得した場合
9	休職	休職した場合	9	休職	休職した場合
10	育休	地方公務員の育児休業等に関する法律及び静岡県職員の育児休業等に関する条例に基づく育児休業の場合	10	育休	地方公務員の育児休業等に関する法律及び静岡県職員の育児休業等に関する条例に基づく育児休業の場合
11	育短	地方公務員の育児休業等に関する法律及び静岡県職員の育児休業等に関する条例に基づく育児短時間勤務の場合	11	育短	地方公務員の育児休業等に関する法律及び静岡県職員の育児休業等に関する条例に基づく育児短時間勤務の場合
12	修休	教育公務員特例法第５章に規定する大学院修学休業をする場合	12	修休	教育公務員特例法第５章に規定する大学院修学休業をする場合
13	啓休	地方公務員法第26条の５及び静岡県職員の自己啓発等休業に関する条例に基づく自己啓発等休業の場合	13	啓休	地方公務員法第26条の５及び静岡県職員の自己啓発等休業に関する条例に基づく自己啓発等休業の場合
14	配休	地方公務員法第26条の６及び静岡県職員の配偶者同行休業に関する条例に基づく配偶者同行休業の場合	14	配休	地方公務員法第26条の６及び静岡県職員の配偶者同行休業に関する条例に基づく配偶者同行休業の場合
15	停職	停職処分を受けた場合	15	停職	停職処分を受けた場合
16	義免	職務に専念する義務の特例に関する条例に基づき義務の免除を承認された場合	16	義免	職務に専念する義務の特例に関する条例に基づき義務の免除を承認された場合
17	専従	地方公務員法第55条の２により職員団体の役員として専ら従事する場合	17	専従	地方公務員法第55条の２により職員団体の役員として専ら従事する場合
18	欠勤	欠勤した場合、地方公務員の育児休業等に関する法律及び静岡県職員の育児休業等に関する条例に基づく部分休業の場合又は職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例に基づく子育て部分休業の場合	18	欠勤	欠勤した場合、地方公務員の育児休業等に関する法律及び静岡県職員の育児休業等に関する条例に基づく部分休業の場合又は職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例に基づく子育て部分休業の場合
19	赴任	発令日から着任するまでの間	19	赴任	発令日から着任するまでの間
20	代休	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第11条又は義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例第７条第２項に基づき、代休日を１日与えた場合	20	代休	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第11条又は義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例第７条第２項に基づき、代休日を１日与えた場合

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令乙は、令和４年４月１日から施行する。

議案第22号

函南町特別支援教育就学奨励費支給要綱の制定について

函南町特別支援教育就学奨励費支給要綱を別紙のとおり制定するため、教育委員会の承認を求める。

令和4年3月15日 提出

函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

町立小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、函南町特別支援教育就学奨励費支給要綱の制定をするものです。

函南町教育委員会告示第 号

函南町特別支援教育就学奨励費支給要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

函南町教育長 久保田 浩子

函南町特別支援教育就学奨励費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者に対する特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 就学奨励費の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、函南町立小学校又は中学校の特別支援学級に在籍する児童若しくは生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者とする。

(申請)

第3条 就学奨励費を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、教育委員会が別に定める日までに、特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書（別記様式）に必要な書類を添えて、学校長を経由して教育委員会に申請するものとする。

(認定)

第4条 教育委員会は、前条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、就学奨励費を受ける者として認定するとともに、第6条に定める支弁区分を決定するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により支弁区分を決定したときは、申請者及び当該児童生徒の在籍する学校長に対して通知するものとする。

(支給の範囲及び支給額)

第5条 就学奨励費の支給対象となる範囲及び金額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校給食費 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に定める学校給食に要する経費で、保護者が負担することとなる額の2分の1の額
- (2) 通学費 児童生徒に係る最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費の全額
- (3) 職場実習交通費 中学校の教育課程に従い学校長の管理のもとに学校外の事業所等において、生徒が現場実習に参加する場合の交通費の全額

- (4) 交流及び共同学習交通費 学校教育の一環として特別支援学校又は他の小中学校の特別支援学級の児童生徒等と共に集団活動を行う場合に必要な交通費の全額
- (5) 修学旅行費 児童生徒が修学旅行に参加するために直接必要とする交通費、宿泊費、見学科及び参加者全員が均一に負担することとなるその他の経費の2分の1の額
- (6) 校外活動費
 - ア 宿泊を伴わないもの 児童生徒が学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴わないものに参加するために直接必要な交通費及び見学科の2分の1の額
 - イ 宿泊を伴うもの 児童生徒が学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴うものに参加するために直接必要な交通費及び見学科の2分の1の額
- (7) 学用品・通学用品購入費 児童生徒が通常必要とする学用品・通学用品の購入費の2分の1の額とする。この場合において、次に掲げる費目は、学用品・通学用品の購入費の加算分として支給するものとする。
 - ア 体育実技用具費 中学校の体育の授業の実施に必要な体育実技用具（柔道にあつては柔道着、剣道にあつては防具一式（面、胴、甲手、垂れ）、剣道衣、竹刀及び防具袋（以下「防具一式等」という。））で、当該授業を受ける生徒全員が個々に用意することとされているもののうち、柔道着又は防具一式等のいずれか一つの用具購入費
 - イ 拡大教材費 弱視の児童生徒が授業において使用する拡大教材の購入費
 - ウ 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費 小中学校に入学する児童生徒が通常必要とする学用品・通学用品の購入額
- (8) オンライン学習通信費 ICTを通じた教育が、学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な通信費（モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む。）の2分の1の額

2 支給額は、予算の範囲内において、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱（昭和62年5月1日文部大臣裁定）に基づき定められる限度額に準じるものとする。

（支給の基準）

第6条 就学奨励費の支給の基準は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、指定療育機関等に入所又は入院し、当該施設等において就学に係る措置費又は療育の給付を受けている児童生徒の保護者を除き、次の各号に掲げる支弁区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 世帯の収入額が需要額の1.5倍未満の場合(以下「支弁区分Ⅰ段階」という。)
前条第1項各号に掲げる就学奨励費の費目

(2) 世帯の収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満の場合(以下「支弁区分Ⅱ段階」という。)
前条第1項第1号から第7号に掲げる就学奨励費の費目

(3) 世帯の収入額が需要額の2.5倍以上の場合(以下「支弁区分Ⅲ段階」という。)
前条第1項第2号から第4号までに掲げる費目のうち2分の1以内の額

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条に規定する教育扶助を受けている児童生徒の保護者及び函南町就学援助支給要綱(平成31年函南町教育委員会告示第3号)第2条の規定により認定を受けている児童生徒の保護者にあつては前条第3号及び第4号の交通費を支給するものとする。この場合において、支給額は前項の例による。

(就学奨励費の支給)

第7条 就学奨励費は、保護者の委任状により請求・受領の委任を受けた児童生徒が在籍する学校長の請求により、学校長を経由して保護者に支給するものとする。

(辞退の届出)

第8条 就学奨励費の支給を必要としなくなったときは、学校長を経由して辞退届を教育委員会に届け出なければならない。

(支給の取り消し)

第9条 教育委員会は、支給を受けた保護者が次の各号のいずれかに該当したときは、認定を取り消すものとする。

(1) 保護者が就学奨励費の受給を辞退したとき

(2) 第2条に掲げる支給対象者の要件を欠くこととなったとき

(3) その他教育委員会が認定を取り消すことが適当と認めたとき

(就学奨励費の返還)

第10条 教育委員会は、偽りその他不正な手段により就学奨励費の支給を受けたと認めたときは、就学奨励費の全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書

保護者等（申請者）氏名		住所		児童・生徒氏名		学校名、学年（特別支援学級名）等		※都道府県の地区別区分 (I、II、III、IV、V、VI) 地域の級区分 1-1、1-2、2-1 2-2、3-1、3-2		〔整理番号〕 No. 学 校 長 契 印					
世帯の収入状況		世 帯 の 状 況 (前 年 12 月 末 日 現 在)				需 要 額 等									
☆給与所得、公的年金等所得のいずれかがある者については、総所得金額から10万円を控除する		保 護 者 等 氏 名	生 年 月 日 (満 年 齢)	続 柄	個人別総所得額 (給与所得又は公的年金所得の有無)	教 育 扶 助 基 準 通 学 費 ※ 学 校 給 食 費 ※ 基 準 額 ※		生 活 扶 助 基 準 第 1 ※ 期 末 一 ※ 週 時 扶 助 費 ※ 第 2 ※ 類							
所得 控 除 前 の	総所得金額 ☆	※	年 月 日 (才)		円 ※ □給与所得有 □公的年金有				円 ※		f (基準額)				
	退職所得金額	※	年 月 日 (才)		円 ※ □給与所得有 □公的年金有						円 g (地区別冬季加算額)				
	山林所得金額	※	年 月 日 (才)		円 ※ □給与所得有 □公的年金有						円				
	計 A	※	年 月 日 (才)		円 ※ □給与所得有 □公的年金有						円 ※ h 住宅扶助基準				
所得 控 除	社会保険料	※	年 月 日 (才)		円 ※ □給与所得有 □公的年金有						円				
	生命保険料	※	年 月 日 (才)		円 ※ □給与所得有 □公的年金有						i 需要額 ※ (a～hの合計)				
	地震保険料	※	子 等 の 氏 名	生 年 月 日 (満 年 齢)	続 柄	在 学 学 校 名 ・ 学 年 (特別支援学級の在籍)						円			
	ひとり親又は 寡婦控除の額 ※保護者等のみ	※	年 月 日 (才)												
	計 B	※	年 月 日 (才)												
所得額 (A - B)		C	※	年 月 日 (才)							収 入 額 ※				
所得月額 (C × 1/12)		D	※	年 月 日 (才)							F =				
障害者加算控除 (保護基準により算定)		E	※	年 月 日 (才)							i				
収入額 (D - E)		F	※	合 計		a	※	b	※	c	※	d	※	e	※
通学費 明細	(特別支援学校・学級への通学費を要した者ごとに記入すること)					特記事項			支弁区分 □ I 段階 □ II 段階 □ III 段階						
						□ 要保護者 (□ 被保護 ・ □ 要保護)									

議案第23号

函南町就学援助費支給要綱の一部改正について

函南町就学援助費支給要綱（平成31年函南町教育委員会告示第3号）の一部を別紙のとおり改正したいので、教育委員会の承認を求める。

令和4年3月15日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

経済的理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に対し支給をしている就学援助費について、国の補助事業としてオンライン学習通信費が追加されたことから、町でもオンライン学習通信費の支給を実施するため、必要な改正を行うものです。

函南町教育委員会告示第 号

函南町就学援助費支給要綱（平成31年函南町教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

函南町教育長 久保田 浩子

改正前	改正後
（就学援助費の種類） 第4条 就学援助費は、次に掲げる費用（生活保護法の規定による扶助の対象となっている費用を除く。）の全部又は一部を支給することにより行う。 (1)～(8) (略)	（就学援助費の種類） 第4条 就学援助費は、次に掲げる費用（生活保護法の規定による扶助の対象となっている費用を除く。）の全部又は一部を支給することにより行う。 (1)～(8) (略) <u>(9) オンライン学習通信費 ICTを通じた教育が、学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な通信費（モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む。）</u>
2 就学援助費の額は、毎年国が定める<u>要保護児童生徒援助費補助金の予算単価に係る基準</u>によるものとする。	2 就学援助費の額は、予算の範囲内において、<u>要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱（昭和62年5月1日文部大臣裁定）に基づき定められる限度額に準</u>じるものとする。

改正後

別記様式（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

就學援助費申請書

[illegible]

校長 様

年 月 日 申請者 氏名

附 則

2

函南町就学援助費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、義務教育の円滑な実施に資するため、経済的理由によって就学が困難な学齢児童生徒の保護者に対して行う援助費（以下「就学援助費」という。）の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(就学援助費の支給対象者)

第2条 就学援助費の支給対象者は、函南町に住所を有する小学校若しくは中学校に在籍する児童生徒の保護者又は就学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。）の保護者であって、次の各号のいずれかに該当するものであり、かつ、教育委員会が就学援助の必要があると認定したものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者

(2) 要保護者に準ずる程度に経済的に困窮している者であって、次のアからケまでのいずれかの措置等を受けたもの

ア 生活保護法の規定による保護の停止又は廃止

イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定による市町村民税の非課税

ウ 地方税法第323条の規定による市町村民税の減免

エ 地方税法第72条の62の規定による個人の行う事業に対する事業税の減免

オ 地方税法第367条の規定による固定資産税の減免

カ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条の規定による保険料の免除

キ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条の規定による保険料の減免又は徴収の猶予

ク 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定による児童扶養手当の支給

ケ 生活福祉資金の貸付け

(3) 前号に規定する者以外のもので、次のアからオまでのいずれかに該当するもの

ア 失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者

イ 職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者

ウ PTA会費、学級費等の学校納付金が減免されている者

エ 学校納付金の納付状況が悪い者、監護する児童生徒の被服等の状態が悪い者、監護する児童生徒が通学用品等に不自由している者等であって、生活状態が極めて悪いと認められるも

の

オ 監護する児童生徒が経済的な理由による欠席日数が多い者

(就学援助費の認定申請)

第3条 就学援助費を受けようとする者は、就学援助費申請書(別記様式)に必要な書類を添えて、児童生徒が在籍し、又は入学を予定する学校長を経由して教育委員会に提出するものとする。

(就学援助費の種類)

第4条 就学援助費は、次に掲げる費用(生活保護法の規定による扶助の対象となっている費用を除く。)の全部又は一部を支給することにより行う。

(1) 学用品費 児童生徒が通常必要とする学用品の購入費

(2) 通学用品費 児童生徒(第1学年の児童生徒に係るものを除く。)が通常必要とする通学用品の購入費

(3) 新入学児童生徒学用品費 新入学児童生徒のうち、次のいずれかが通常必要とする学用品及び通学用品の購入費

ア 小学校又は中学校に入学した児童生徒で当該年度の4月1日に支給の認定を受けた者(就学予定者として新入学児童生徒学用品費を受給していない者に限る。)

イ 就学予定者で入学する前年度の2月1日現在に支給の認定を受けた者

(4) 通学費 最も経済的な通学距離が小学校にあつては片道4キロメートル以上で、中学校にあつては片道6キロメートル以上で公共交通機関を利用して通学する者の交通費

(5) 校外活動費

ア 宿泊を伴わないもの

児童生徒が学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴わないものに参加するために直接必要な交通費及び見学科

イ 宿泊を伴うもの

児童生徒が学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴うものに参加するために直接必要な交通費及び見学科

(6) 修学旅行費 児童生徒が修学旅行に参加するために直接必要とする交通費、宿泊費、見学科及び参加者全員が均一に負担することとなるその他の経費

(7) 学校給食費 学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条第2項に規定する学校給食に要する経費で、保護者が負担することとなる額

(8) 医療費 学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に規定する疾病の治療に要

する経費で、保護者が負担することとなる額

- 2 就学援助費の額は、毎年国が定める要保護児童生徒援助費補助金の予算単価に係る基準によるものとする。

(就学援助の認定)

第5条 教育委員会は、第3条の規定による申請書の提出があったときは、必要な調査及びその内容を審査し、就学援助の可否を決定するものとする。

- 2 教育委員会は、前項の可否を決定したときは、申請者及び当該申請書に係る児童生徒が在籍する学校の校長に書面で通知するものとする。

(就学援助の期間)

第6条 就学援助を受けることができる期間は、第3条の規定による申請書の提出があった日（当該属する日が4月である場合にあっては、4月1日）から当該日の属する年度の3月末日までとする。

(就学援助費の支給方法)

第7条 就学援助費は、保護者の委任状により請求・受領の委任を受けた児童生徒が在籍する学校の校長の請求により7月、12月及び3月の年3回に分け学校長を経由して保護者に支給するものとする。

(就学援助費の返還)

第8条 偽りその他不正な手段により就学援助費の支給を受けた者があるとき又は就学援助費の支給の必要がなくなったときは、既に支給した当該就学援助費の全部又は一部を返還させるものとする。

(届出)

第9条 受給者は、就学援助費の申請に係る事項に変更が生じたときは、速やかに学校長を経由して教育委員会に届け出なければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、就学援助費の支給に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

別記様式（第3条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

就学援助費申請書

保 護 者	住所	函南町			対 象 者	町立 学校		
	ふりがな					氏名 年 組		
	氏名					氏名 年 組		
						氏名 年 組		
1 家庭状況（保護者・対象者を含む。）					電話番号			
ふりがな	男女	生年月日	年齢	続柄	職業(勤務先) 学校名・学年	月收入(単 位 万円)	病気障害 の有無・ 名称	
氏 名								
2 住宅 ア状況（持家・借家・借間） イ地代・家賃等（月額 円）		3 児童扶養手当受給 有 ・ 無 月額（ 円）			4 各種年金受給（有・無） 年金の種類（ ） 月額（ ）			
5 援助を受けたい理由（詳しく記入のこと。）								
(継続して援助を受ける場合は家庭状況等、昨年と変わった事等も記入)								

校長 様

年 月 日

申請者 氏名



議案第 24 号

函南町コミュニティ推進事業費交付金交付要綱の一部改正について

函南町コミュニティ推進事業費交付金交付要綱（平成 3 年 4 月 1 日）の一部を別紙のとおり改正したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 4 年 3 月 15 日 提出

函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

函南町通知で定める申請書等において、押印の義務付けを適用せず行政手続きを簡略化することにより、申請者の負担の軽減及び利便性の向上を目的に制定したい。

函 生 第 号
令和 年 月 日

様

函南町長 仁科 喜世志

函南町コミュニティ推進事業費交付金交付要綱の改正について
(通知)

このことについて、別添のとおり函南町コミュニティ推進事業費交付金交付
要綱の一部を改正したので通知します。

担 当 教育委員会生涯学習課生涯学習係
電話番号 055-979-1733

函南町コミュニティ推進事業費交付金交付要綱の一部改正

函南町コミュニティ推進事業費交付金交付要綱（平成3年4月1日）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
様式第1号（第3関係） 函南町コミュニティ推進事業交付金交付申請書 年 月 日 函南町長 氏 名 様 申請者 区 区長氏名 年度において、コミュニティ推進事業を実施したので、関係書類を添えて申請します。 記 1 申請金額 金 円 2 事業の名称 3 期 日 年 月 日（ ） 4 参加人員 人 5 添付書類 (1) プログラム (2) 写真 (3) 事業関係領収書（写）	様式第1号（第3関係） 函南町コミュニティ推進事業交付金交付申請書 年 月 日 函南町長 氏 名 様 申請者 区 区長氏名 年度において、コミュニティ推進事業を実施したので、関係書類を添えて申請します。 記 1 申請金額 金 円 2 事業の名称 3 期 日 年 月 日（ ） 4 参加人員 人 5 添付書類 (1) プログラム (2) 写真 (3) 事業関係領収書（写）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要綱は、令和4年度分の交付金から施行する。

議案第 25 号

伊豆マラソン大会事業費補助金交付要綱の一部改正について

伊豆マラソン大会事業費補助金交付要綱（平成 24 年 12 月 12 日通知）の一部を別紙のとおり改正したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 4 年 3 月 15 日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

函南町通知で定める申請書等において、押印の義務付けを適用せず行政手続きを簡略化することにより、申請者の負担の軽減及び利便性の向上を目的に制定したい。また、用紙規格の変更を行いたい。

函 生 第 号
令和 年 月 日

様

函南町長 仁科 喜世志

伊豆マラソン大会事業費補助金交付要綱の改正について（通知）

このことについて、別添のとおり伊豆マラソン大会事業費補助金交付要綱の一部を改正したので通知します。

担 当 教育委員会生涯学習課生涯学習係
電話番号 055-979-1733

伊豆マラソン大会事業費補助金交付要綱の一部改正

伊豆マラソン大会事業費補助金交付要綱（平成24年12月12日通知）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
様式第1号（用紙 日本工業規格A4縦型） 伊豆マラソン大会事業費補助金交付申請書 年 月 日 函南町長 様 所在地 名 称 代表者 ④ 年度において、伊豆マラソン大会事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。 なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。 1 事業の概要 (1) 事業の名称 (2) 事業の目的 (3) 総事業費 円 (4) 補助対象事業費 円 (5) 交付申請金額 円 (6) 事業会場 (7) 参加者 ア 出場選手数 人 イ 役員数 人 ウ その他 人 2 事業の実施時期 (1) 開始予定年月日 年 月 日 (2) 完了予定年月日 年 月 日 3 概算払の承認申請 (1) 金 額 円 (2) 理 由 (3) 時 期	様式第1号（用紙 日本産業規格A4縦型） 伊豆マラソン大会事業費補助金交付申請書 年 月 日 函南町長 様 所在地 名 称 代表者 年度において、伊豆マラソン大会事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。 なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。 1 事業の概要 (1) 事業の名称 (2) 事業の目的 (3) 総事業費 円 (4) 補助対象事業費 円 (5) 交付申請金額 円 (6) 事業会場 (7) 参加者 ア 出場選手数 人 イ 役員数 人 ウ その他 人 2 事業の実施時期 (1) 開始予定年月日 年 月 日 (2) 完了予定年月日 年 月 日 3 概算払の承認申請 (1) 金 額 円 (2) 理 由 (3) 時 期

改正前

様式第2号（用紙 日本工業規格A4縦型）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		摘 要
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		摘 要
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

(注) 「収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）」及び「予算額（変更予算額）（決算額）」については、不要事項は削除すること。

改正後

様式第2号（用紙 日本産業規格A4縦型）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		摘 要
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		摘 要
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

(注) 「収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）」及び「予算額（変更予算額）（決算額）」については、不要事項は削除すること。

改正前

様式第3号 (用紙 日本工業規格A4横型)

資金状況調べ

区分 月別	収 入					支 出					計	差引残高
	町費補助金											
月	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
月												
月												
月												
月												
月												
月												
月												
月												
計												

(注) 未経過の月分については、見込額を計上すること。

改正後

様式第3号 (用紙 日本産業規格A4縦型)

資金状況調べ

区分 月別	収 入					支 出					計	差引残高
	町費補助金											
月	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
月												
月												
月												
月												
月												
月												
月												
月												
月												
計												

(注) 未経過の月分については、見込額を計上すること。

改正前	改正後
様式第4号（用紙 <u>日本工業規格A4縦型</u>） 伊豆マラソン大会事業計画変更承認申請書 年 月 日 函南町長 様 所在地 名 称 代表者 ⑩ 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた伊豆マラソン大会事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。 1 計画変更の理由 2 変更の内容	様式第4号（用紙 <u>日本産業規格A4縦型</u>） 伊豆マラソン大会事業計画変更承認申請書 年 月 日 函南町長 様 所在地 名 称 代表者 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた伊豆マラソン大会事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。 1 計画変更の理由 2 変更の内容

改正前

様式第5号（用紙 日本工業規格A4縦型）

実績報告書

年 月 日

函南町長 様

所在地
名 称
代表者

㊟

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた伊豆マラソン
大会事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

1 事業の概要

- (1) 事業の名称
- (2) 事業の目的
- (3) 総事業費 円
- (4) 補助対象事業費 円
- (5) 交付決定金額 円
- (6) 事業会場
- (7) 参 加 者
 - ア 出場選手数 人
 - イ 役 員 数 人
 - ウ その他 人

2 事業の実施時期

- (1) 開始年月日 年 月 日
- (2) 完了年月日 年 月 日

改正後

様式第5号（用紙 日本産業規格A4縦型）

実績報告書

年 月 日

函南町長 様

所在地
名 称
代表者

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた伊豆マラソン
大会事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

1 事業の概要

- (1) 事業の名称
- (2) 事業の目的
- (3) 総事業費 円
- (4) 補助対象事業費 円
- (5) 交付決定金額 円
- (6) 事業会場
- (7) 参 加 者
 - ア 出場選手数 人
 - イ 役 員 数 人
 - ウ その他 人

2 事業の実施時期

- (1) 開始年月日 年 月 日
- (2) 完了年月日 年 月 日

改正前	改正後																								
様式第 6 号（用紙 日本工業規格 A 4 縦型） 請 求 書（概算払請求書） 金 円 ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定（決定）を受けた伊豆マラソン大会事業の補助金として、上記のとおり請求します。 年 月 日 函南町長 様 所在地 名 称 代表者 ☐ 口座振替先金融機関 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr><td style="width: 30%;">金融機関名</td><td></td></tr> <tr><td>支 店 名</td><td></td></tr> <tr><td>口 座 種 別</td><td></td></tr> <tr><td>口 座 番 号</td><td></td></tr> <tr><td>ふ り が な</td><td></td></tr> <tr><td>口 座 名 義</td><td></td></tr> </table>	金融機関名		支 店 名		口 座 種 別		口 座 番 号		ふ り が な		口 座 名 義		様式第 6 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型） 請 求 書（概算払請求書） 金 円 ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定（決定）を受けた伊豆マラソン大会事業の補助金として、上記のとおり請求します。 年 月 日 函南町長 様 所在地 名 称 代表者 ☐ 口座振替先金融機関 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr><td style="width: 30%;">金融機関名</td><td></td></tr> <tr><td>支 店 名</td><td></td></tr> <tr><td>口 座 種 別</td><td></td></tr> <tr><td>口 座 番 号</td><td></td></tr> <tr><td>ふ り が な</td><td></td></tr> <tr><td>口 座 名 義</td><td></td></tr> </table>	金融機関名		支 店 名		口 座 種 別		口 座 番 号		ふ り が な		口 座 名 義	
金融機関名																									
支 店 名																									
口 座 種 別																									
口 座 番 号																									
ふ り が な																									
口 座 名 義																									
金融機関名																									
支 店 名																									
口 座 種 別																									
口 座 番 号																									
ふ り が な																									
口 座 名 義																									

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要綱は、令和 4 年度分の交付金から施行する。

議案第 26 号

函南町立認定こども園給食費の徴収に関する要綱の制定について

函南町立認定こども園給食費の徴収に関する要綱を制定したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 4 年 3 月 15 日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

函南町立二葉幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行のため、町立認定こども園の給食費の徴収等について定めた本要綱を新たに制定するものです。

函南町教育委員会告示第 号

函南町立認定こども園給食費の徴収に関する要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

函南町教育長 久保田 浩子

函南町立認定こども園給食費の徴収に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函南町学校設置条例（昭和39年函南町条例第13号）別表第3に規定する認定こども園において町が提供する食事等のうち、函南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則（平成27年函南町規則第16号）第12条第4項第3号の規定により徴収する給食費の額等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 1号認定子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分で同法第20条第1項の認定を受けた子ども
 - (2) 2号認定子ども 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分で同法第20条第1項の認定を受けた子ども
 - (3) 保護者 法第20条第4項の教育・保育給付認定保護者
- (給食費の額等)

第3条 認定こども園の給食費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 1号認定子ども 一人当たり月額3,600円
- (2) 2号認定子ども 一人当たり月額5,400円

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は給食費の全部又は一部の徴収を停止又は還付することができる。

- (1) 病気又はやむを得ない事故等のため、引き続き5日以上登園日を欠席し、給食の提供を受けなかった場合で、あらかじめ給食の提供日の14日前までに当該子どもの保護者から給食停止（精算）依頼書（別記様式）による申出があった場合
- (2) その他函南町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めた場合

(給食費の納付)

第4条 教育委員会は、保護者から給食費を毎月徴収する。ただし、1号認定子ども8月分の給食費は徴収しない。

2 保護者は、口座振替又は教育委員会が発行する納付書により教育委員会が定める期日までに給食費を納入する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

給食停止（精算）依頼書

年 月 日

函南町教育委員会 あて

施設名

対象者氏名

申請者氏名

次のとおり給食の停止（精算）を依頼します。

停止の理由	☐ 病気又はやむを得ない事故等により、引き続き5日以上登園日を欠席し、給食の提供を受けないため。 ☐ その他
停止する期間	年 月 日から 年 月 日まで 日分
還付額 (事前に停止する場合は記入不要)	還付額 円

(注) 病気又はやむを得ない事故等により給食を停止する場合は、あらかじめ給食の提供日の14日前までに提出すること。

議案第27号

函南町立丹那小学校の小規模特認校制度の適用に係る意見書について

函南町立丹那小学校学校運営協議会会長から同小学校の小規模特認校制度の適用検討について、意見提出書が提出されたので、教育委員会の意見を求める。

令和4年3月15日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

町立丹那小学校及び桑村小学校の児童数減少に伴う統廃合問題を契機に、小規模特認校制度導入適用の検討を進めてきた町立丹那小学校学校運営協議会から、小規模特認校の適用に向けた検討のお願いにかかる意見書が教育委員会へ提出されたため、教育委員会に意見を求めるものです。



意見提出書

提出日

令和4年3月1日(火)

提出協議会

丹那小学校 学校運営協議会

意見内容

令和4年度以降の丹那小学校児童数の推移から、今後数年以内に児童数が大きく減少する見込みがあるため、現在の教育水準の維持が難しくなる恐れがあります。

そこで、学校運営協議会において熟議を重ねた結果、児童にとってよりよい学習環境整備と地域コミュニティの核としての機能という観点から、教育活動を充実させるべく、小規模特認校制度の適用に向けての意見が一致いたしました。つきましては、学校運営協議会の総意として丹那小学校への小規模特認校制度の適用について検討をお願いいたします。

※学校運営協議会の協議内容は別添を参照ください。

上記内容の意見を函南町教育委員会へ申し出ます。

函南町立丹那小学校 学校運営協議会

会長 柿沼 忍



函南町立丹那小学校 小規模特認校制度の適用に向けた取組

- ・平成 29 年度に桑村小学校とともに地域とともにある学校づくりを目指し「学校運営協議会制度」を取り入れたコミュニティ・スクールに指定される。
CS オール丹那会議においても、複式学級が避けられなくなることから、丹那小学校の継続と対応策が議題となり、「三島市立坂小学校の特認校制度」を参考事例としたいとの声が上がった。

- ・令和元年度の函南町総合教育会議において、丹那小学校の存続について協議され、小学校を核とした地域力の維持向上の観点から存続する方向で一致している。学校選択制（特認校制度等）についても話題となり、学校や地域・保護者の意見を聴取してほしいとの要望も出ている。
- ・令和 2 年度の第 1 回～3 回 CS オール丹那会議において、小規模特認校について意見を交わした。
- ・令和 2 年度 11 月「町長と語る会」（農村改善センター）においてもその旨が伝えられた。

- ・令和 3 年度 PTA 総会において PTA 会長から会員に向けて、「丹那小の今後について考えるスタートの一年にしたい」と発言があり、校内でも Tanna Dream School Project を立ち上げ、組織化することとした。

・ R3.6.23 第 1 回 CS オール丹那会議

前段に山邊教育長から丹那小の今後について資料をもとに説明を受ける。

参加者：CS オール丹那会議委員（10）、学校職員（12）、PTA 四役（3）

協議内容：今後の丹那小について

・ R3.7.7 教育委員会との協議

参加者：教育長、参事、指導主事、校長、教頭

協議内容：方向性の共通理解と具体的な計画について

・ R3.7.26 PTA 四役との協議

参加者：PTA 四役、校長、教頭

協議内容：未来の丹那小に向けて語り合う会の段取りについて

・ R3.7.31 未来の丹那小に向けて語り合う会 コロナ感染症予防対策のため延期

- ・ R3.9.2 教育委員会との協議
参加者 : 教育長、参事、指導主事、校長、教頭
協議内容 : 進捗状況と具体的な計画についての確認

- ・ R3.9.30 事前打ち合わせ
参加者 : CS 会長、推進委員、校長、教頭
協議内容 : CS オール丹那会議の内容について

- ・ R3.10.8 第 2 回 CS オール丹那会議
協議内容 : 小規模特認校制度適用に向けた取組について

- ・ R3.10.21 先進校視察 三島市立坂小学校小規模特認校説明会参加
参加者 : CS 会長、CS 副会長、推進委員、PTA 会長、教頭

- ・ R3.11.9 CS オール丹那会議事前打ち合わせ
参加者 : CS 会長、推進委員、校長、教頭
協議内容 : 未来の丹那小に向けて語り合う会の内容及び CS 組織について

- ・ R3.11.10 未来の丹那小に向けて語り合う会事前打ち合わせ
参加者 : PTA 四役、校長、教頭
協議内容 : 未来の丹那小に向けて語り合う会の内容、アンケート内容検討及び CS 組織について

- ・ R3.11.12 未来の丹那小に向けて語り合う会
参加者 : 保護者 (26)、教職員 (12)、CS 会長、推進委員

- ・ R3.12.3 未来の丹那小に向けて語り合う会報告及びアンケート結果配付

- ・ R3.12.20 教育委員会との協議
参加者 : 教育長、教育次長、参事、指導主事、校長、教頭
協議内容 : 進捗状況の確認と小規模特認校制度適用に向けた意見書について

- ・ R3.12.23 PTA 四役との打合せ
参加者 : PTA 四役、校長、教頭
協議内容 : 区長会説明会の内容と方法について

- ・ R4.2.15 函南町区長会後の説明会 コロナ感染症対策として中止
各区長に資料の送付と電話による趣旨説明
- ・ R4.2.18 第3回 CS オール丹那会議（コロナ感染諸対策として縮小開催）
参加者 : CS 会長、CS 副会長、推進委員、PTA 会長、校長、教頭、教務
協議内容：小規模特認校制度適用に向けた意見提出書の検討
- ・ R4.2.25 PTA 新旧合同委員会において小規模特認校制度適用に向けた意見提出書の確認とボランティア募集についての説明
参加者 : 令和3年度常任委員（12）、令和4年度常任委員（11）、校長、教頭

議案第28号

令和4年度函南町教育推進構想について

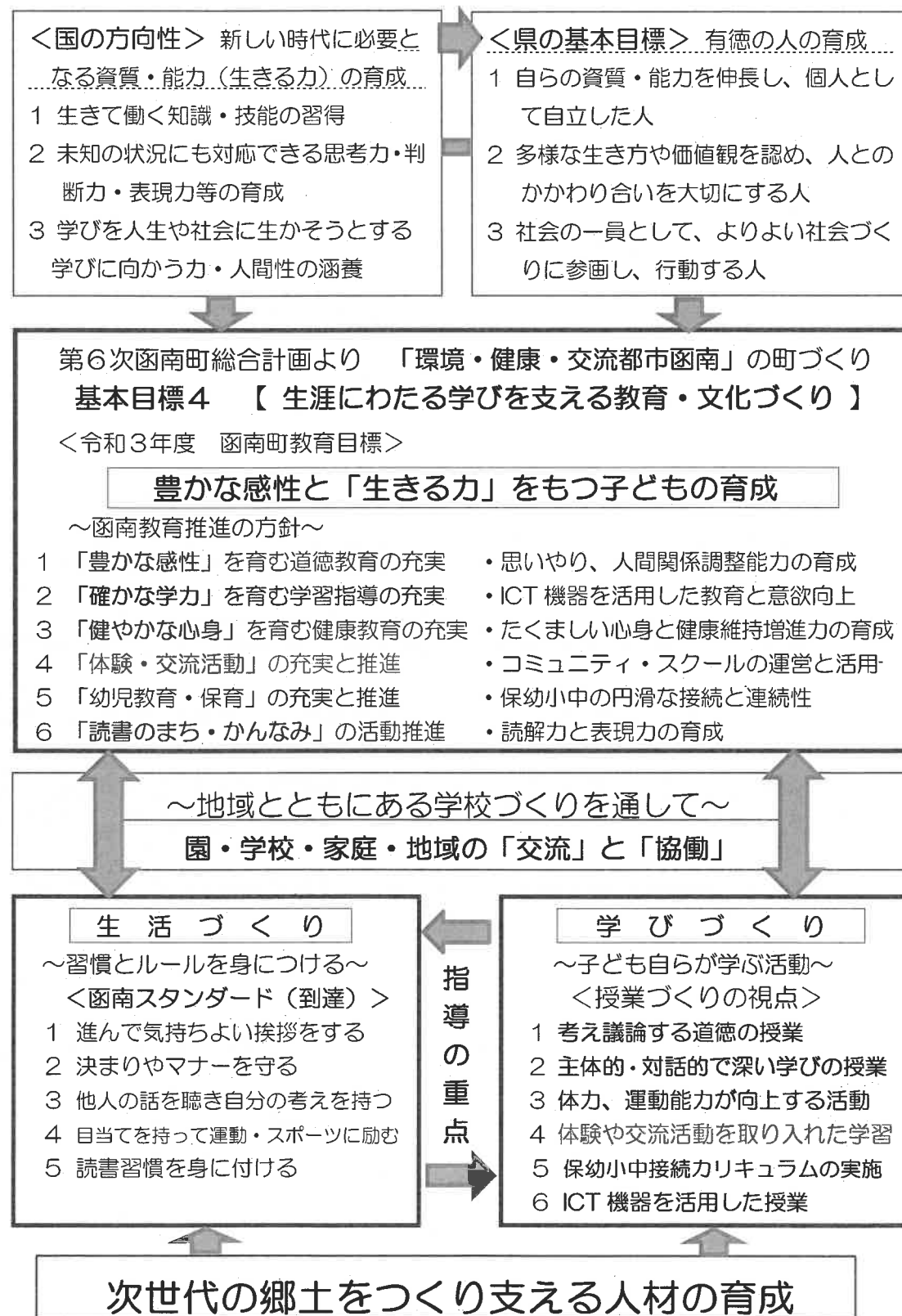
函南町教育大綱に基づく令和4年度函南町教育推進構想を策定するため、教育委員会の承認を求める。

令和4年3月15日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

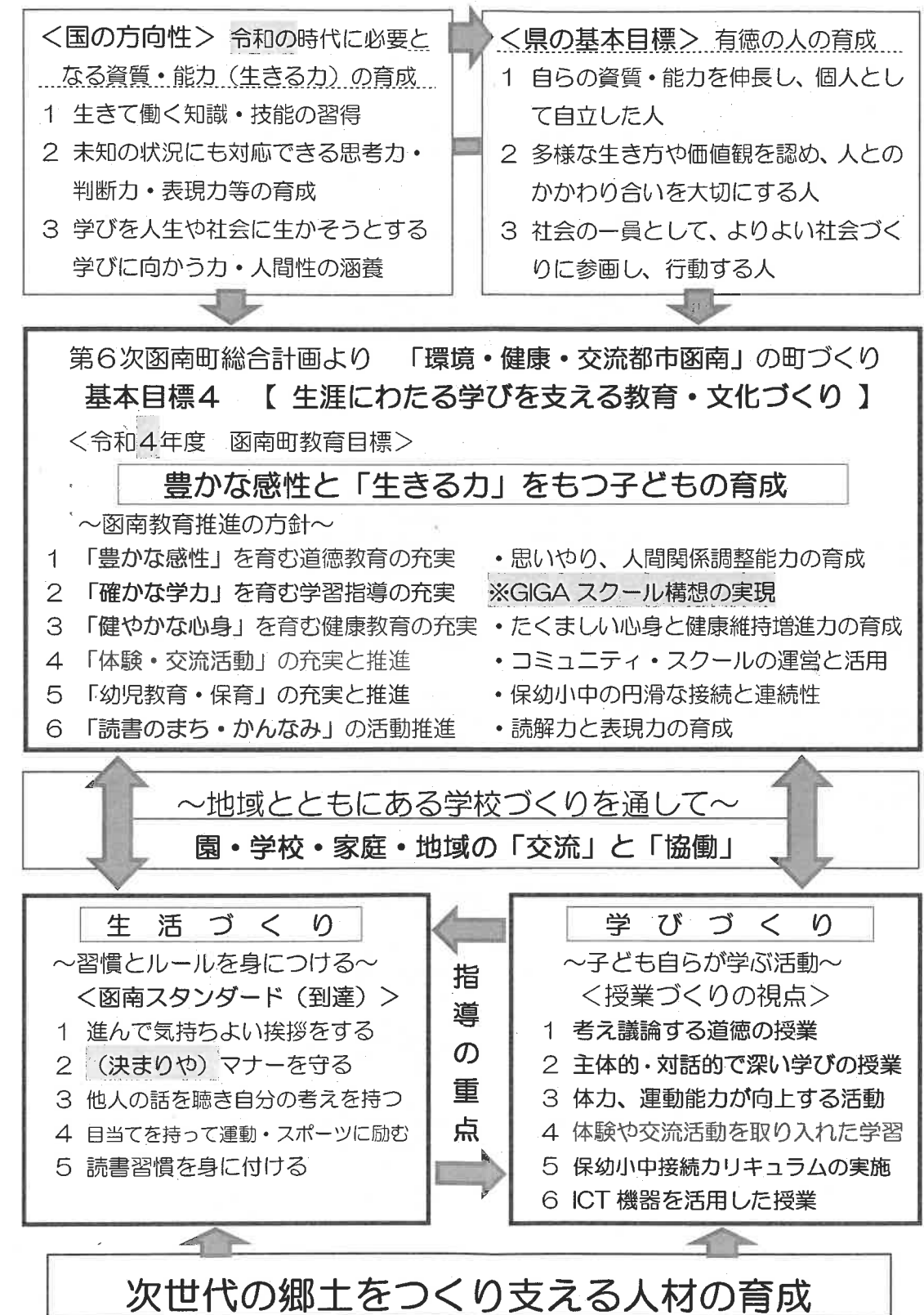
提案理由

函南町教育目標や函南町教育推進の方針等を示す教育推進構想を策定するため、教育委員会の承認を求めるものです。

令和3年度 函南町教育推進構想



令和4年度 函南町教育推進構想(案)



議案第29号

要保護及び準要保護児童生徒の認定について

要保護及び準要保護児童生徒の認定について、教育委員会の承認を求める。

令和4年3月15日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

要保護生徒の認定を受けている者が生活保護停止となったため、準要保護認定について教育委員会の承認を求めるものです。

議案第30号

要保護及び準要保護児童生徒の継続認定及び廃止について

令和4年度要保護及び準要保護児童生徒の継続認定及び廃止について、教育委員会の承認を求める。

令和4年3月15日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和3年度要保護及び準要保護児童生徒で就学援助の認定を受けている者の継続認定及び廃止について承認を求めるものです。

報告第3号

函南町立小中学校児童生徒遠距離通学費補助金交付要綱の一部改正について

函南町立小中学校児童生徒遠距離通学費補助金交付要綱（昭和55年函南町告示第1号）の一部改正を別紙のとおり告示したので、その内容を報告する。

令和4年3月15日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

報告理由

函南町立小中学校児童生徒遠距離通学費補助金交付要綱について、補助額の上限を設ける一部改正を告示したため、教育委員会に報告するものです。

函南町告示第33号

函南町立小中学校児童生徒遠距離通学費補助金交付要綱（昭和55年函南町告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月3日

函南町長 仁科 喜世志

改正前	改正後
1 趣旨 函南町は、町立小中学校へ遠距離通学する児童生徒に対し補助金を交付し通学費の保護者負担を軽減するものとし、その交付に関しては、函南町補助金等交付規則（昭和48年規則第10号）第17条の規定により、函南町立小中学校児童生徒遠距離通学費補助金交付要綱を制定する。 2 （略） 3 補助対象経費 遠距離通学費補助の対象となる経費は、通学に必要なバス代又は自転車購入費とする。<u>但し</u>、自転車購入費は3年間に1台とし、中途での変更は原則としては認めない。 4 補助率 補助率は補助対象経費の<u>1/2</u>とする。	1 趣旨 函南町は、町立小中学校へ遠距離通学する児童生徒に対し補助金を交付し通学費の保護者負担を軽減するものとし、その交付に関しては、函南町補助金等交付規則（昭和48年規則第10号。<u>以下「規則」という。</u>）第17条の規定により、函南町立小中学校児童生徒遠距離通学費補助金交付要綱を制定する。 2 （略） 3 補助対象経費 遠距離通学費補助の対象となる経費は、通学に必要なバス代又は自転車購入費とする。<u>ただし</u>、自転車購入費は3年間に1台とし、中途での変更は原則としては認めない。 4 補助率（額） 補助率は補助対象経費の2分の1以内とする。<u>ただし、自転車購入に係る補助額は2万5千円を限度とする。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

報告第4号

令和3年度教育課程等の変更届について

函南町立小・中学校管理規則第5条第2項に基づく令和3年度教育課程等の変更について、別紙のとおり届出の内容を報告する。

令和4年3月15日 提出

函南町教育長 久保田 浩子

報告理由

令和3年度中に承認された教育課程又は教育課程変更届をした内容について、軽微な変更が生じ町立小中学校から届出があったので、教育委員会に報告するものです。

教 育 課 程 等 変 更 届

函 小 第 1387 号

令 和 4 年 3 月 10 日

函南町教育委員会 様

函南町立函南小学校長

次のとおり令和3年度教育課程及び授業日時数を変更したので、届け出ます。

	(変更前)	(変更後)
変 更 の 概 要	修学旅行 11月4日(静岡方面)と 3月4日(山梨方面)	修学旅行 11月4日(静岡方面)のみ実施 3月4日(山梨方面)は中止 かんなんドリーム博 「学びの集い」へ名称変更
変 更 理 由		新型コロナウイルス感染症拡大防止 対策のため

(注) 変更部分を朱書した変更前の表及び新たに作成した変更後の表を各1部添付すること。

別紙

令和3年度教育課程編成表

学校名 函南町立函南小学校

校長名 渡 邊 衛

1 授業日時数表

(1) 授業日数

学年 \ 学期	第1学期 (前期)	第2学期	第3学期 (後期)	授業日数計
第1学年	101日		102日	203日
第2学年	101日		102日	203日
第3学年	101日		102日	203日
第4学年	101日		102日	203日
第5学年	101日		102日	203日
第6学年	101日		102日	203日

(2) 主な学校行事の実施日等

区分	始業式	終業式	入学式	卒業式
第1学期	4月8日	10月8日	4月8日	
第2学期	10月11日	3月18日		
第3学期	月 日	月 日		3月18日
修学旅行	11月4日		場所	11月(静岡方面)のみ実施 3月(山梨方面)は中止
集団宿泊訓練	月 日から	月 日まで	場所	
その他 主な 行事	運動会	5月29日	内容	学年団ごとに実施
	学びの集い	11月12日	内容	学年団ごとに実施
	持久走記録会	12月1日	内容	主体的に参加し、最後まで走り抜く
		月 日		

(3) 休業日

学年始休業日	3年4月1日(木)から 3年4月7日(水)まで
夏季休業日	3年7月22日(木)から 3年8月25日(水)まで
冬季休業日	3年12月25日(土)から 4年1月5日(水)まで
学年末休業日	4年3月19日(土)から 4年3月31日(木)まで
その他校長が必要と認めた休業日	3年5月31日(月) 運動会振替

2 教育課程表

学 年		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
教科領域等							
教 科	国 語	326	330	262	255	187	188
	社 会			70	90	100	105
	算 数	142	181	180	178	180	177
	理 科			90	105	105	105
	生 活	106	109				
	音 楽	72	70	60	60	50	50
	図画工作	72	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	106	105	105	105	91	91
	教 科 小 計 A	824	865	827	853	823	821
道 徳 B		35	35	35	35	35	35
外国語活動 C		(3)	(3)	35	35	70	70
総合的な学習の時間 D				72	70	80	72
特活 I	学級活動 E	37	36	36	36	36	39
総授業時数 A + B + C + D + E		896	936	1005	1029	1044	1037
特別 活動 II	児童(生徒)会活動	6	5	5	5	15	16
	クラブ活動				12	12	12
	学校行事	21	19	18	18	26	29
	小 計 F	27	24	23	35	53	57
打 切 時 数 G		76	44	57	62	107	110
総時数 A + B + C + D + E + F + G		999	1004	1085	1126	1204	1204

別紙

令和3年度教育課程編成表

学校名 函南町立函南小学校

校長名 渡 邊 衛

1 授業日時数表

(1) 授業日数

学期 学年	第1学期 (前期)	第2学期	第3学期 (後期)	授業日数計
第1学年	101日		102日	203日
第2学年	101日		102日	203日
第3学年	101日		102日	203日
第4学年	101日		102日	203日
第5学年	101日		102日	203日
第6学年	101日		102日	203日

(2) 主な学校行事の実施日等

区分	始業式	終業式	入学式	卒業式
第1学期	4月8日	10月8日	4月8日	
第2学期	10月11日	3月18日		
第3学期	月 日	月 日		3月18日
修学旅行	11月4日と	3月4日	場所	11月(静岡方面)、3月(山梨方面)
集団宿泊訓練	月 日から	月 日まで	場所	
その他 主な 行事	運動会	5月29日	内容	学年団ごとに実施
	かんなんドリーム博	11月12日	内容	学年団ごとに実施
	持久走記録会	12月1日	内容	主体的に参加し、最後まで走り抜く
		月 日		

(3) 休業日

学年始休業日	3年4月1日(木)から 3年4月7日(水)まで
夏季休業日	3年7月22日(木)から 3年8月25日(水)まで
冬季休業日	3年12月25日(土)から 4年1月5日(水)まで
学年末休業日	4年3月19日(土)から 4年3月31日(木)まで
その他校長が必要と認めた休業日	3年5月31日(月)運動会振替

2 教育課程表

学 年		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
教科領域等							
教 科	国 語	326	330	262	255	187	188
	社 会			70	90	100	105
	算 数	142	181	180	178	180	177
	理 科			90	105	105	105
	生 活	106	109				
	音 楽	72	70	60	60	50	50
	図画工作	72	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	106	105	105	105	91	91
	教 科 小 計 A	824	865	827	853	823	821
道 徳 B		35	35	35	35	35	35
外国語活動 C		(3)	(3)	35	35	70	70
総合的な学習の時間 D				72	70	80	70
特活 I	学級活動 E	37	36	36	36	36	36
総授業時数 A + B + C + D + E		896	936	1005	1029	1044	1032
特別 活動 II	児童(生徒)会活動	6	5	5	5	15	16
	クラブ活動				12	12	12
	学校行事	21	19	18	18	26	35
	小 計 F	27	24	23	35	53	63
打 切 時 数 G		76	44	57	62	107	109
総時数 A + B + C + D + E + F + G		999	1004	1085	1126	1204	1204

様式第 7 号 (第12条関係)

教 育 課 程 等 変 更 届

函 東 小 第 1525 号

令和 4 年 3 月 11 日

函南町教育委員会 様

函南町立東小学校長

西川 真澄

次のとおり令和 3 年度教育課程及び授業日時数を変更したので、届け出ます。

	(変更前)	(変更後)
変 更 の 概 要	修学旅行 3 月 8 日 (火)	取りやめ
変 更 理 由	新型コロナウイルス感染症感染まん延防止期間が 20 日と延期されたため、中止	

(注) 変更部分を朱書した変更前の表及び新たに作成した変更後の表を各 1 部添付すること。

別紙

令和 3 年度教育課程編成表

学校名 函南町立東小学校

校長名 西 川 真 澄

1 授業日時数表

(1) 授業日数

学期 学年	第 1 学期 (前期)	第 2 学期	第 3 学期 (後期)	授業日数計
第 1 学年	101		102	203
第 2 学年	101		102	203
第 3 学年	101		102	203
第 4 学年	101		102	203
第 5 学年	101		102	203
第 6 学年	101		102	203

(2) 主な学校行事の実施日等

区分	始業式	終業式	入学式	卒業式
第 1 学期	4 月 8 日	10 月 8 日	4 月 8 日	
第 2 学期	月 日	月 日		
第 3 学期	10 月 11 日	3 月 18 日		3 月 18 日
修学旅行	11 月 19 日	3 月 8 日	場所	島田方面 (11月) ・ 三島方面 (2月)
集団宿泊訓練	7 月 1 日から	7 月 2 日まで	場所	函南町立東小学校
その他 主な 行事	運動会	10 月 23 日	内容	
	遠足	11 月 19 日	内容	1 ～ 3 年生実施
	光の子ランド	12 月 1 日	内容	学習を生かした創意工夫ある活動発表
	ありがとうの会	3 月 2 日	内容	お世話になった方々に感謝する

(3) 休業日

学年始休業日	3 年 4 月 1 日 (木) から 3 年 4 月 7 日 (水) まで
夏季休業日	3 年 7 月 22 日 (木) から 3 年 8 月 25 日 (水) まで
冬季休業日	3 年 12 月 25 日 (土) から 4 年 1 月 5 日 (水) まで
学年末休業日	4 年 3 月 19 日 (土) から 4 年 3 月 31 日 (木) まで
その他校長が必要と認めた休業日	3 年 10 月 25 日 (月) 運動会の振替

2 教育課程表

		学 年	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
教科領域等								
教 科	国語		310	316	246	248	178	176
	社会				72	93	102	106
	算数		140	176	178	180	178	176
	理科				91	108	107	106
	生活		106	107				
	音楽		70	72	61	62	51	51
	図工		70	72	61	62	51	51
	家庭						61	55
	体育		104	107	106	107	92	91
教科小計		A	800	850	815	860	820	812
道 徳		B	34	35	35	35	35	35
外国語活動		C			35	35	70	70
総合的な学習の時間		D			70	70	70	70
特活 I	学級活動	E	36	36	36	36	36	36
総授業時数 A + B + C + D + E			870	921	991	1036	1031	1023
特別 活動 II	児童(生徒)会活動		3	3	3	3	14	14
	クラブ活動					8	8	8
	学校行事		31	29	29	22	46	52
	小 計	F	34	32	32	33	68	74
打 切 時 数		G	30	61	75	111	81	83
総時数 A + B + C + D + E + F + G			934	1014	1098	1180	1180	1180

別紙

令和 3 年度教育課程編成表

学校名 函南町立東小学校

校長名 西 川 真 澄

1 授業日時数表

(1) 授業日数

学期 学年	第 1 学期 (前期)	第 2 学期	第 3 学期 (後期)	授業日数計
第 1 学年	101		102	203
第 2 学年	101		102	203
第 3 学年	101		102	203
第 4 学年	101		102	203
第 5 学年	101		102	203
第 6 学年	101		102	203

(2) 主な学校行事の実施日等

区分	始業式	終業式	入学式	卒業式
第 1 学期	4 月 8 日	10 月 8 日	4 月 8 日	
第 2 学期	月 日	月 日		
第 3 学期	10 月 11 日	3 月 18 日		3 月 18 日
修学旅行	11 月 19 日	3 月 8 日	場所	島田方面 (11月) ・三島方面 (2月)
集団宿泊訓練	7 月 1 日から	7 月 2 日まで	場所	函南町立東小学校
その他 主な 行事	運動会	10 月 23 日	内容	
	遠足	11 月 19 日	内容	1 ～ 3 年生実施
	光の子ランド	12 月 1 日	内容	学習を生かした創意工夫ある活動発表
	ありがとうの会	3 月 2 日	内容	お世話になった方々に感謝する

(3) 休業日

学年始休業日	3 年 4 月 1 日 (木) から 3 年 4 月 7 日 (水) まで
夏季休業日	3 年 7 月 22 日 (木) から 3 年 8 月 25 日 (水) まで
冬季休業日	3 年 12 月 25 日 (土) から 4 年 1 月 5 日 (水) まで
学年末休業日	4 年 3 月 19 日 (土) から 4 年 3 月 31 日 (木) まで
その他校長が必要と認めた休業日	3 年 10 月 25 日 (月) 運動会の振替

2 教育課程表

教科領域等		学 年	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
教 科	国語		310	316	246	248	178	176
	社会				72	93	102	106
	算数		140	176	178	180	178	176
	理科				91	108	107	106
	生活		106	107				
	音楽		70	72	61	62	51	51
	図工		70	72	61	62	51	51
	家庭						61	55
	体育		104	107	106	107	92	91
教科小計		A	800	850	815	860	820	812
道 徳		B	34	35	35	35	35	35
外国語活動		C			35	35	70	70
総合的な学習の時間		D			70	70	70	70
特活 I	学級活動	E	36	36	36	36	36	36
総授業時数 A + B + C + D + E			870	921	991	1036	1031	1023
特別活動 Ⅱ	児童(生徒)会活動		3	3	3	3	14	14
	クラブ活動					8	8	8
	学校行事		31	29	29	22	46	52
	小 計	F	34	32	32	33	68	74
打 切 時 数		G	30	61	75	111	81	83
総時数 A + B + C + D + E + F + G			934	1014	1098	1180	1180	1180

教 育 課 程 等 変 更 届

函 西 小 第 1506 号

令 和 4 年 3 月 10 日

函南町教育委員会 様

函南町立西小学校長

久保田正基

次のとおり令和3年度教育課程及び授業日時数を変更したので、届け出ます。

	(変更前)	(変更後)
変 更 の 概 要	修学旅行を2回に分け、第1回目を10月22日（金）に日帰りで山梨方面へ実施し、第2回目の修学旅行を3月8日（火）に静岡方面へ実施予定。	修学旅行を2回に分け、第1回目を10月22日（金）に日帰りで山梨方面へ実施し、第2回目の修学旅行を3月8日（火）に静岡方面へ計画したが中止とした。
変 更 理 由	まん延防止等コロナウイルス感染症対策期間延長のため。	

（注）変更部分を朱書した変更前の表及び新たに作成した変更後の表を各1部添付すること。

別紙

令和3年度教育課程編成表

学校名 函南町立西小学校

校長名 久保田 正基

1 授業日時数表

(1) 授業日数

学年 \ 学期	第1学期 (前期)	第2学期	第3学期 (後期)	授業日数計
第1学年	102		101	203
第2学年	102		101	203
第3学年	102		101	203
第4学年	102		101	203
第5学年	102		101	203
第6学年	102		101	203

(2) 主な学校行事の実施日等

区分	始業式	終業式	入学式	卒業式
第1学期	4月8日	10月8日	4月8日	
第2学期	10月12日	3月18日		
第3学期	月 日	月 日		3月18日
修学旅行	10月22日	3月8日	場所	山梨方面(10月)・静岡方面(3月)
集団宿泊訓練	7月7日から	月 日まで	場所	桃沢野外活動センター
その他 主な 行事	遠足	6月4日	内容	ペア学年遊び
	運動会	5月29日	内容	全校縦割り3色対抗で実施
	ひめしゃらの集い	11月26日	内容	学級単位で発表等の活動
	持久走大会	12月8日	内容	学年別に運動場で実施

(3) 休業日

学年始休業日	3年4月1日(木)から 3年4月7日(水)まで
夏季休業日	3年7月22日(木)から 3年8月25日(水)まで
冬季休業日	3年12月25日(土)から 4年1月5日(水)まで
学年末休業日	4年3月19日(土)から 4年3月31日(木)まで
その他校長が必要と認めた休業日	5月31日(月)運動会振替

2 教育課程表

学 年		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
教科領域等							
教 科	国 語	306	315	245	245	176	175
	社 会			70	90	101	105
	算 数	136	175	175	175	176	175
	理 科			90	105	106	105
	生 活	102	105				
	音 楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	102	105	105	105	91	90
	外国語					70	70
	教 科 小 計 A	782	840	805	840	880	875
	道 徳 B	34	35	35	35	35	35
	外国語活動 C			35	35		
	総合的な学習の時間 D			70	70	70	70
特活 I	学級活動 E	35	36	37	37	37	37
総授業時数 A + B + C + D + E		851	911	982	1017	1022	1017
特別 活動 II	児童(生徒)会活動	6	6	6	6	17	17
	クラブ活動				6	6	6
	学校行事	28	23	24	25	40	42
	小 計 F	34	29	30	37	63	65
	打 切 時 数 G	36	30	56	99	74	79
総時数 A + B + C + D + E + F + G		921	970	1068	1153	1159	1161

別紙

令和3年度教育課程編成表

学校名 函南町立西小学校

校長名 久保田 正基

1 授業日時数表

(1) 授業日数

学期 学年	第1学期 (前期)	第2学期	第3学期 (後期)	授業日数計
第1学年	102		101	203
第2学年	102		101	203
第3学年	102		101	203
第4学年	102		101	203
第5学年	102		101	203
第6学年	102		101	203

(2) 主な学校行事の実施日等

区分	始業式	終業式	入学式	卒業式
第1学期	4月8日	10月8日	4月8日	
第2学期	10月12日	3月18日		
第3学期	月 日	月 日		3月18日
修学旅行	10月22日	3月8日	場所	山梨方面(10月)・ 静岡方面(3月)
集団宿泊訓練	7月7日から	月 日まで	場所	桃沢野外活動センター
その他 主な 行事	遠足	6月4日	内容	ペア学年遊び
	運動会	5月29日	内容	全校縦割り3色対抗で実施
	ひめしゃらの集い	11月26日	内容	学級単位で発表等の活動
	持久走大会	12月8日	内容	学年別に運動場で実施

(3) 休業日

学年始休業日	3年4月1日(木)から 3年4月7日(水)まで
夏季休業日	3年7月22日(木)から 3年8月25日(水)まで
冬季休業日	3年12月25日(土)から 4年1月5日(水)まで
学年末休業日	4年3月19日(土)から 4年3月31日(木)まで
その他校長が必要と認めた休業日	5月31日(月)運動会振替

2 教育課程表

学 年		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
教科領域等							
教 科	国 語	306	315	245	245	176	176
	社 会			70	90	101	106
	算 数	136	175	175	175	176	178
	理 科			90	105	106	106
	生 活	102	105				
	音 楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	102	105	105	105	91	91
	外国語					70	70
	教科小計 A	782	840	805	840	880	882
道 徳 B		34	35	35	35	35	35
外国語活動 C				35	35		
総合的な学習の時間 D				70	70	70	70
特活 I	学級活動 E	35	36	37	37	37	37
総授業時数 A + B + C + D + E		851	911	982	1017	1022	1024
特別 活動 II	児童(生徒)会活動	6	6	6	6	17	17
	クラブ活動				6	6	6
	学校行事	28	23	24	25	40	36
	小 計 F	34	29	30	37	63	59
打 切 時 数 G		36	30	56	99	74	79
総時数 A + B + C + D + E + F + G		921	970	1068	1153	1159	1162

教 育 課 程 等 変 更 届

第 1812 号
令和 4 年 3 月 10 日

函南町教育委員会 様

函南町立函南中学校長

次のとおり令和 3 年度教育課程及び授業日時数を変更したので、届け出ます。

	(変更前)	(変更後)
変 更 の 概 要	・ 修学旅行 (日帰り) 5月14日 (伊豆方面) 11月22日 (静岡方面) 3月14日 (東京方面)	・ 修学旅行 (日帰り) 5月14日 (伊豆方面) 11月22日 (静岡方面) 3月14日 (東京方面)
変 更 理 由	まん延防止等重点措置延長に伴う学校行事の中止	

(注) 変更部分を朱書した変更前の表及び新たに作成した変更後の表を各 1 部添付すること。

別紙

令和 3 年度教育課程編成表

学校名 函南町立函南中学校

校長名 平 野 好 一

1 授業日時数表

(1) 授業日数

学年 \ 学期	第 1 学期 (前期)	第 2 学期	第 3 学期 (後期)	授業日数計
第 1 学年	71	83	49	203
第 2 学年	72	83	49	204
第 3 学年	72	83	49	204
第 4 学年				
第 5 学年				
第 6 学年				

(2) 主な学校行事の実施日等

区分	始業式	終業式	入学式	卒業式
第 1 学期	4 月 7 日	7 月 21 日	4 月 8 日	
第 2 学期	8 月 26 日	12 月 24 日		
第 3 学期	1 月 6 日	3 月 18 日		3 月 18 日
修学旅行	5 月 14 日	11 月 22 日	場所	静岡県内各方面
	3 月 14 日		場所	東京方面
その他 主 な 行 事	職場体験	中止	内容	
	蒼龍祭(体育・文化)	10 月 22 日	内容	色別競技・英語スピーチなど
		月 日	内容	
		月 日	内容	

(3) 休業日

学年始休業日	R3 年 4 月 1 日(木)から R3 年 4 月 6 日(火)まで
夏季休業日	R3 年 7 月 22 日(木)から R3 年 8 月 25 日(水)まで
冬季休業日	R3 年 12 月 25 日(土)から R4 年 1 月 5 日(水)まで
学年末休業日	R4 年 3 月 19 日(土)から R4 年 3 月 31 日(木)まで
その他校長が必要と認めた休業日	

2 教育課程表

学 年			第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
教科領域等								
教 科	国語		141	143	106			
	社会		106	108	141			
	数学		141	108	141			
	理科		106	143	141			
	音楽		49	36	35			
	美術		49	37	36			
	保健体育		106	108	106			
	技術・家庭		71	72	36			
	外国語		141	143	141			
	教科小計	A	910	898	883			
道 徳		B	36	36	36			
外国語活動		C						
総合的な学習の時間		D	58	71	76			
特活 I	学級活動	E	60	60	60			
総授業時数 A + B + C + D + E			1064	1065	1055			
特別 活動 II	児童(生徒)会活動		11	11	11			
	クラブ活動							
	学校行事		32	24	34			
	小 計	F	42	35	45			
打 切 時 数		G	61	73	73			
総時数 A + B + C + D + E + F + G			1167	1173	1173			

別紙

令和3年度教育課程編成表

学校名 函南町立函南中学校

校長名 平 野 好 一

1 授業日時数表

(1) 授業日数

学年 \ 学期	第1学期 (前期)	第2学期	第3学期 (後期)	授業日数計
第1学年	71	83	49	203
第2学年	72	83	49	204
第3学年	72	83	49	204
第4学年				
第5学年				
第6学年				

(2) 主な学校行事の実施日等

区分	始業式	終業式	入学式	卒業式
第1学期	4月7日	7月21日	4月8日	
第2学期	8月26日	12月24日		
第3学期	1月6日	3月18日		3月18日
修学旅行	5月14日	11月22日	場所	静岡県内各方面
	3月14日		場所	東京方面
その他 主な 行事	職場体験	中止	内容	
	蒼龍祭(体育・文化)	10月22日	内容	色別競技・英語スピーチなど
		月 日	内容	
		月 日	内容	

(3) 休業日

学年始休業日	R3年4月1日(木)から R3年4月6日(火)まで
夏季休業日	R3年7月22日(木)から R3年8月25日(水)まで
冬季休業日	R3年12月25日(土)から R4年1月5日(水)まで
学年末休業日	R4年3月19日(土)から R4年3月31日(木)まで
その他校長が必要と認めた休業日	

2 教育課程表

学 年		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
教科領域等							
教 科	国語	141	143	106			
	社会	106	108	141			
	数学	141	108	141			
	理科	106	143	141			
	音楽	49	36	35			
	美術	49	37	36			
	保健体育	106	108	106			
	技術・家庭	71	72	36			
	外国語	141	143	141			
	教科小計 A	910	898	883			
	道 徳 B	36	36	36			
	外国語活動 C						
	総合的な学習の時間 D	58	71	76			
特活 I	学級活動 E	60	60	60			
総授業時数 A + B + C + D + E		1064	1065	1055			
特別 活動 II	児童(生徒)会活動	11	11	11			
	クラブ活動						
	学校行事	32	24	34			
	小 計 F	42	35	45			
	打 切 時 数 G	61	73	73			
総時数 A + B + C + D + E + F + G		1167	1173	1173			

報告第 5 号

成年年齢引き下げに伴う成人式のあり方について

成年年齢引き下げに伴う成人式のあり方について、別紙のとおり決定したので報告する。

令和 4 年 3 月 15 日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

報告理由

民法の改正により、令和 4 年 4 月から成年年齢が 18 歳に引き下げられるため。

成年年齢引き下げに伴う成人式のあり方について

- 1 対象年齢 20 歳を対象とする。
- 2 開催時期 1 月第 2 月曜日「成人の日」の前日とする。
- 3 式典名称 「はたちの集い」とする。
〔令和 4 年新成人や社会教育委員の意見及び近隣市町の対応を踏まえ、同窓生が集い再会する場としてふさわしく、長く親しまれる名称を選定した。〕

函南町教育委員会後援申請一覧 (令和4年3月分)

番号	事業名	主催者名	開催日 開催場所	入場料	過去承認	報告有無
1	第33回わんぱく相撲三島場所	わんぱく相撲三島場所 実行委員会 会長 杉山信二	令和4年5月1日(日) 三島市立錦田中学校相撲場	無料	有	有
2	以下余白					
3						
4						
5						
6						
7						
8						

(第1号様式)

令和4年3月2日

函南町教育長 様

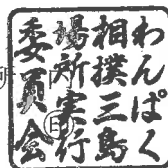
申請者

住 所 三島市一番町 2-29
(一社) 三島青年会議所

氏 名 会長 杉山 信二

(連絡先) 055-971-1687

担当者 加藤 巧 090-7679-8244



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	第33回わんぱく相撲三島場所		
期 日	令和4年 5 月 1 日 (日) 8:00 ~ 17:00		
会 場	三島市立錦田中学校相撲場		
主催者	団体名	わんぱく相撲三島場所実行委員会	
	代表者	会長 杉山 信二	
	所在地	三島市一番町 2-29 (一般社団法人三島青年会議所内)	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	①・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	三島市相撲連盟
		後 援	三島市、三島市教育委員会、静岡新聞社・静岡放送、伊豆日日新聞、FM ボイス・キュー、一般社団法人三島青年会議所、伊豆市教育委員会、伊豆国市教育委員会、清水町教育委員会、沼津市教育委員会、長泉町教育委員会

受付

4.3.-7

生涯学習課

裏面があります。

事業の対象 と 目 的	1990 年に第 1 回大会を実施以降、相撲の勝敗だけにこだわることなく、子供たちの心身鍛練・健康増進を図り、次世代を担う子供たちの持つ限りない能力を育むことを目的とします。また、子供たちが互いに応援し合うことにより、他への思いやりや感謝の気持ちを育む機会を創出する事を目的とします。三島市およびその近隣市町（函南町）に在住または在学する小学生（男女）を対象とします。		
事業内容	三島市相撲連盟および学校法人沼津学園飛龍高等学校による監修・協力の下、子供たちに相撲の取り組みを行っていただきます。男子・女子それぞれ学年毎に予選リーグ・決勝トーナメントを行い、入賞者への表彰と優勝者へは市長杯を授与します。また本大会は、わんぱく相撲静岡県大会（主催：わんぱく相撲静岡県大会実行委員会）およびわんぱく相撲全国大会（主催：財団法人日本相撲協会、公益社団法人東京青年会議所）の予選大会になり、その進出者を選定します。相撲の競技実施の他、相撲の歴史や文化に触れていただくために、ちゃんこの振る舞いやアトラクション等を併せて実施いたします。		
申請理由	函南町内の小学生へのチラシの配布にご協力いただきたいため。		
入場料	有 料 ・ <u>無 料</u>	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

君の挑戦が

未来を切り拓く

心を燃やせ



参加無料!!
新型コロナウイルス
感染防止対策実施?
第33回



わんぱく相撲

集まれ!! わんぱく小学生

三島場所

申込締切: 2022年4月22日(金)

受付 7:30~ / 開会式 8:00

(荒天中止/予備日8月3日) 閉会 17:00

雨天中止となった場合、
申込締切が 2022年5月5日(土) となります

※新型コロナウイルス感染症の影響により中止になる場合がございます

○ 駐車場あり

※台数に限りがありますので、お車で越しの際は
出来るだけ乗り合わせてお越しください。

参加対象
小学生の
男女

服装 体操着
マスク

練習日
4月24日(日)
AM 9:00~

持ち物 体操着、水筒
足拭きタオル、マスク

令和4年
5月1日

場所: 三島市立錦田中学校相撲場
(三島市谷田 1505 番地)

お問合せ わんぱく相撲三島場所実行委員会事務局

〒411-0036 三島市一番町2-29
一般社団法人三島青年会議所内

TEL. (055) 971-1687 / FAX. (055) 971-5001

E-mail: info@mishimajc.jp
HP: https://www.mishimajc.com/

主催 わんぱく相撲三島場所実行委員会 共催 三島市相撲連盟 協賛 (有)三輪建設、伊豆メディカル農園、株式会社村の駅
後援 三島市、三島市教育委員会、静岡新聞社・静岡放送、伊豆日日新聞、FMボイス・キュー、一般社団法人三島青年会議所
伊豆市教育委員会、伊豆の国市教育委員会、函南町教育委員会、清水町教育委員会、沼津市教育委員会、長泉町教育委員会

『わんぱく相撲とは』

「わんぱく相撲」は1981年(社)東京青年会議所が(財)日本相撲協会と協力して「わんぱく相撲の手引き」を作成し、全国の市町村教育委員会と各地の青年会議所に配布。全国への普及運動をあわせて行ってきました。1985年、国技館の両国移転に伴い開催への準備も整い「わんぱく相撲全国大会新国技館落成記念大会」を開催し、今日を迎えています。わんぱく相撲三島場所実行委員会では、この「わんぱく相撲」に賛同し、1990年に「第1回わんぱく相撲三島場所」を開催し、本年度第32回三島場所を開催する運びとなりました。

新型コロナウイルス感染症 対策実施中

消毒のご協力をお願い致します



対策実施中



マスクを着用しています

対策実施中



こまめに手洗いをしています

マスク着用にご協力ください



検温のご協力をお願い



お申し込み方法 → ホームページまたはFAXでお願いいたします



ホームページ <https://www.mishimajc.com/>
申し込み <https://www.wanpakumishima.com>



FAXでのお申し込みの方は 以下の内容に記載していただき
055-971-5001 宛にお送りください。



または、こちらのQRコードから

小学校	小学校		学 年 (令和3年4月以降の学年)		
生年月日			年 齢		
身 長	cm	体 重	kg	性 別	男・女
ふりがな			既往歴 (病気・怪我 アレルギーなど)	年生	
氏 名				歳	
四股名 (大会当日名前とともに読み上げますので、四股名をお考えください。 四股名の付け方はわんぱく相撲三島場所ホームページをご覧ください)			ふりがな		
わんぱく相撲三島場所で 挑戦したいこと					
将来挑戦してみたいと 思うこと					
自宅住所					
電話番号			緊急連絡先		
Eメール					
一般社団法人三島青年会議所の事業告知などをメールマガジンで配信しています。 メールマガジンを配信させていただいてもよろしいでしょうか？				はい・いいえ	

参加保護者同意書

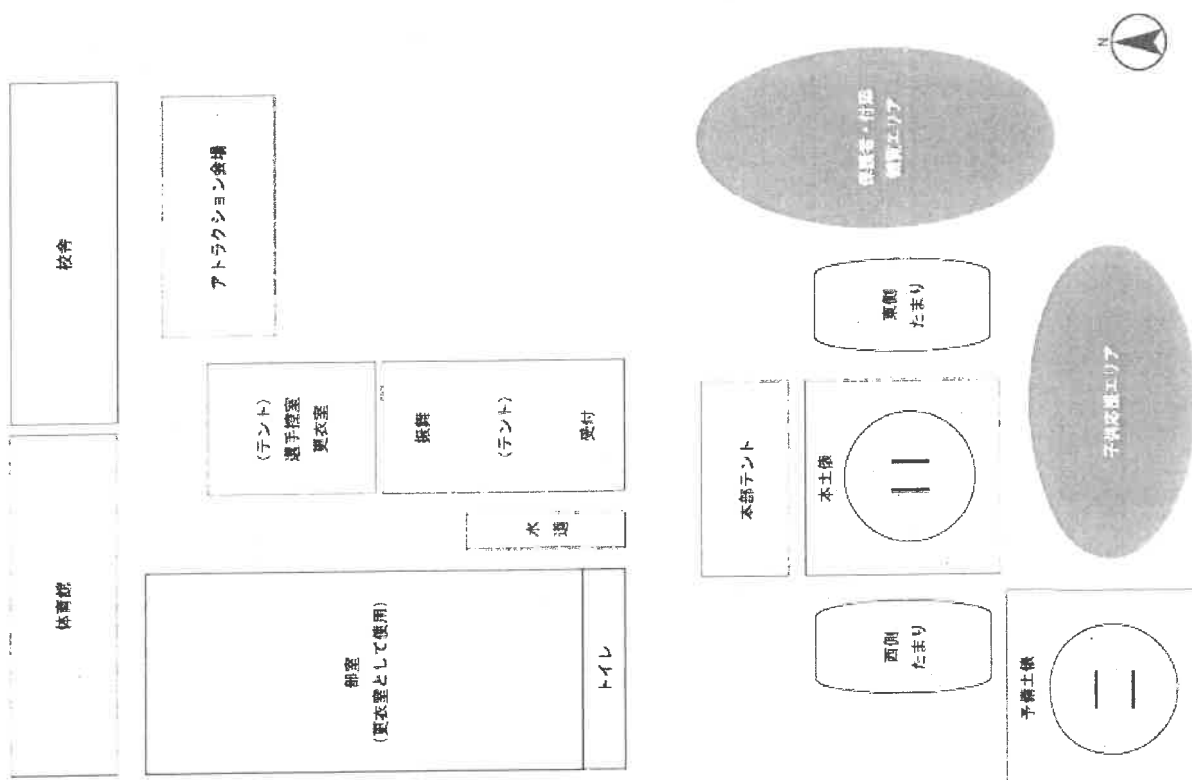
当日撮影した写真・動画をインターネット媒体(ブログ、Facebook、Instagram、LINE等)へ掲載したいと考えています。これらの媒体に個人が写っている写真、動画を掲載する事を承諾していただきたいと思います。

- ・わんぱく相撲三島場所実行委員会主催のわんぱく相撲へ参加すること、写真や動画の撮影・掲載することに同意します。
 - ・参加にあたり、健康調査票に自身の健康状態を記録し、健康上問題がないことを確認の上、参加します。
- また、イベント後に新型コロナウイルス感染症の疑いや陽性が明らかになった場合、直ちに主催者に連絡をします。

申込年月日：令和 年 月 日 保護者名 印

※大会中に万一発生した事故につきましては特約保険の範囲において補償されております。
※この個人情報は、わんぱく相撲及び青年会議所運動以外には使用いたしません。

かいじょうあんないず
会場案内図



第33回

わんぱく相撲三島場所

「心を燃やせ。君の挑戦が未来を切り拓く。」

2022年5月1日(日)



なまえ
名前

わんぱく相撲で挑戦したいこと

将来挑戦したいこと

プログラム

- 8:00 開会式（かいかいしき）
8:16 ルール説明（せつめい）・準備体操（じゅんびたいそう）
8:30 【男子予選（だんしよせん）リーグ】
1 年生男子予選
2 年生男子予選
3 年生男子予選
4 年生男子予選
5 年生男子予選
6 年生男子予選
10:30 【女子予選（じょしよせん）リーグ】
1・2 年生男子予選
3・4 年生男子予選
5・6 年生男子予選
12:00 昼食休憩（ちゅうしよきゅうけい）
写真撮影（しゃしんさつえい）
13:00 【決勝（けっしょう）トーナメント】
1 年生男子決勝
2 年生男子決勝
3 年生男子決勝
1・2 年生男子決勝
3・4 年生男子決勝
5・6 年生男子決勝
4 年生男子決勝
5 年生男子決勝
6 年生男子決勝
16:40 閉会式（へいかいしき）
17:00 県大会（けんたいかい）の説明（せつめい）

アトラクションに参加して もっと相撲を好きになろう！

【SUMO YOGA（すもうヨガ）】

第1部 10:30～ 第2部 13:00～
実は相撲の姿勢は体力強化やダイエットに最適！友達や家族と一緒に、相撲の姿勢を取り入れたヨガを体験しよう！

【SUMO DOJO（すもうどうじょう）】

第1部 9:30～ 第2部 13:45～
相撲の技って48個もあるって知ってた？
好きな技を相撲力士に習って、本番でチャレンジ！

SUMO YOGA・SUMO DOJO に参加していただいた方の中から、
果敢賞を表彰します（景品あり！）

【本格的なちゃんこを味わおう！】

昼食 12:00～
女将さんが作ってくれる本格的なちゃんこは元気の源！
力をつけて優勝を目指そう！

公益社団法人三島青年会議所 2019 年度 4 月第 2 理事会

事業計画書

＜協議事項・審議事項＞

議 案 名	4 月第 1 例会「第 30 回わんぱく相撲三島場所開催」事業計画・予算案の件
作成年月日	2019 年 04 月 21 日(日)
担当専務確認日	2019 年 04 月 21 日(日)
上 程 者	ひとつづくり委員会 委員長 塩川 智佳世

上程スケジュール：

上程会議名	会議開催年月日	上程形式
2 月第 1 理事会	2019 年 02 月 06 日(水)	協議
3 月第 1 理事会	2019 年 03 月 06 日(水)	協議
3 月第 2 理事会	2019 年 03 月 20 日(水)	協・審議
4 月第 2 理事会	2019 年 04 月 24 日(水)	協・審議

1. [事業名]

4 月第 1 例会「第 30 回わんぱく相撲三島場所開催」事業計画・予算案

2. [事業実施に至る背景]

「わんぱく相撲三島場所」は、子どもたちの心身の鍛錬と健康増進を図り、勝つ事の喜びや負ける悔しさを体験する事により相手を称え思いやりの精神を養う事を目的として始まり、1990 年に第 1 回大会が開催され、今年で 30 回目を迎えようとしている歴史ある大会です。

日本の伝統文化の 1 つでもある相撲は、神事としての側面を持つ非常に礼節を重んじる競技です。礼に始まり礼に終わる相撲は人を敬う心や相手を思いやる事の大切さを体験してもらえらる貴重な場だと考えます。

子どもたちの成長の一助となる機会の創出と、歴史ある事業の継承をボランティア・オブザーバーを含む地域の様々な人達と協力して行うことで、地域の青少年育成に共感していただける機会の創出・メンバーの成長する機会を創出したく本事業を上程いたします。

3. [事業の対象者]

対外対象者：三島市及び近隣地域に在学する小学校 1～6 年生・幼児・ボランティア・保護者

対内対象者：公益社団法人三島青年会議所メンバー及びオブザーバー

4. [事業目的（対外）]

相撲を通じて礼節を学び相手を敬う気持ちや思いやりの心を養い豊かな心を育みます。また、地域の伝統を継承する大切さを知って頂く事を目的とします。

三島青年会議所の事業を知って頂くきっかけとします。

5. [事業目的（対内）]

三島青年会議所メンバーが地域の子どもの育成を担うべき大人であるという事の認識を高め、地域と連携して子ども達を育成する意義を理解することを目的とします。

6. [事業内容]

●会場準備及び設営

委員会メンバーを中心としてメンバー・ボランティアで会場準備及び設営を行います。

●開会式

開会の辞の後、三島青年会議所理事長、わんぱく相撲三島場所実行委員会会長、三島市長、錦田中学校長に挨拶をしていただきます。

選手宣誓は一番始めに申し込みをした6年生男子が行います。（同時の場合は抽選）

趣旨説明においては、スローガンの発表やそこに込めた思いや30年の歴史ある大会である事の説明を行うと同時に、子どもたちに違う学校や地域の子もたちと積極的に交流を持って欲しいこと、勝負にこだわる以上に相撲を通し礼節を学んでもらいたいことを伝えます。

仲間の応援する事で相手への敬意や思いやり感謝を感じて欲しいことを伝えます。

競技上のルール説明と準備体操を三島市相撲連盟より行っていただきます。

●競技実施

【参加者】

個人戦

リーグ戦にて行います。参加人数が8名以上の学年は「予選リーグ」を行ない、予選リーグで勝ち残った上位6名が「決勝リーグ」にて取組を行なった結果、順位を決定します。

予選リーグを行う場合、申込順にランダムにて予選リーグ表を作成します。

予選リーグ、決勝リーグ共に1年生男子より始め順次低学年から高学年へと取組を進めます。男子の3年生と4年生の間に女子のリーグを行います。

女子は参加人数が少ない場合2学年統合（低学年・中学年・高学年）して取組を行ないます。

●30周年特別幼児大会

小さな頃から相撲に触れて思いやりの心を育て欲しい、保護者の皆さんにわんぱく相撲大会があることを知って欲しい、小学生になった時にわんぱく相撲大会に当たり前のように参加したいと思える土台づくりとなるよう幼児を対象とした大会を開催いたします。

30周年特別幼児大会は予備土俵で行います。

安全面に配慮する為、行司と共に2

幼児の保護者を1人の幼児につき1人配置し、場外で倒れる前に支えるなどして怪我をしないように対応いたします。

取り組みは、申込時の年齢・体重を参考に事前に決定いたします。体格差による怪我防止のため学年違いの取り組みは行いません。年中・年長の順で行います。

取り組みは、予選なしのトーナメント制とし、男女混合で行います。1回戦敗退幼児は、敗者復活戦を行い、少しでも多く取り組みの出来る環境をつくります。敗者復活での1位は、トーナメントの決勝前に組み入れて行います。各学年の1位のみ優勝を表彰します。

取り組む前にたまりに並ぶ際は、学年ごと整列させ基本的に保護者も一緒に並んでいただきます。

服装は、体育着とします。

開会式・閉会式は、30周年特別幼児大会として別々に行い、10時半から14時程度で帰宅出来るよう、小さな子どもの体調面に考慮します。

お昼のふるまいは幼児のみ学年ごとでなく保護者と食べて頂きます。小学生の時間と被らないように、15分早くふるまいを提供します。昼に連盟で行う投げ餅や力士とのふれあい相撲にも参加していただき相撲の楽しさを感じてもらいます。投げ餅の際に関しても小学生との対格差による安全面を考慮し、前列で取れるよう配慮します。

●わんぱく相撲三島場所 軌跡～育め思いやりと地域のわ～の展示

わんぱく三島場所当日に昔の写真を展示します。過去のわんぱく相撲の写真を見ることで地域で作り継承してきた30年の軌跡を感じて頂きます。

また、日清プラザ2階展示スペースに昔のわんぱく相撲の写真と一緒に当日の写真を展示していただきます。展示期間5月1日～5月6日のGW期間中。

会場：日清プラザについて

日清プラザを会場とした理由は、三島の代表的なスポットであり老若男女問わず沢山の方が東部の様々な地域より来店するので、沢山の人の目に止まると考えました。

●保護者

チラシの申し込み時にボランティアとしての参加を呼びかけます。行司・副審その他設営の参加も含め、当日ふるまい作りなどにも協力頂きます。

また、アンケートを実施し、青少年育成への興味・関心のある保護者を発掘いたします。

【JCメンバー】

各部門（学年別・男女別）を委員会単位で担当していただきます。委員会内で役割を決めていただき、受付、まわし締め、選手点呼、ルール説明、土俵誘導、挨拶・礼儀指導、応援、取組記録、順位決定までの一連の流れを経験することにより、本事業運営への理解を深めていただきます。特に、取組前後の挨拶・礼をしっかりするよう指導していただきます。なお、各部門の運営にあたっては、ひとつづくり委員会メンバーがフォローにあたります。

「わんぱく相撲三島場所運営要綱」を読んでいただくことにより、長年にわたり三島青年会議所が携わってきた本事業の意義、運営についての理解をより深めていただきます。

取組の担当委員会以外のJCメンバーは実行委員会手伝い（ふるまい・参加賞・賞状作成）や、土俵にて取組に対する声援を送り、子どもたちの家族や友達にも積極的に応援するよう働きかけを行なう等活気ある大会の運営に努めていただきます。

また、取り組み応援の際の副審や土俵周りの作業などにも参加していただきます。

【オブザーバー・ボランティア】

メンバー同様、事前に参加を確認し役割分担を決め、一連の流れの中で出来る役割をしていただきます。

当日も保護者から副審等（行司は事前練習者のみ）の参加を呼びかけ希望する方には体験をしていただきます。

●昼食休憩

実行委員会より参加者へのふるまいをいたします。

今回、ふるまいづくりに連盟父兄だけでなく、保護者の皆様にお手伝いいただけるようにいたします。

三島相撲連盟で受け継がれてきたちゃんこの歴史と味を皆で分かち合い、運営する楽しさとそれを食べる子どもを思い作る喜びを感じてもらいたいと思います。

ふるまいへの保護者参加依頼は、事前にメルマガ文にも記載し、申し込み時の案内にも記載します。

準備はひとつづくり委員会メンバーの指示に従い準備及び配布をしていただきます。

子どもたちにはテントで学年ごと食事をしてもらいます。ブルーシートを用意します。

ごみの分別を徹底して行いエコに努めます。

事前に持ち物の告知をして、参加者に箸・コップなどは持参していただきます。

●閉会式

低学年男女から順に入賞者（1～6 位）を発表し表彰します。

1～3 位はメダルを授与します。

4～6 年生男子優勝者と女子高学年優勝者には市長杯を授与します。

入賞者には、道の駅に協賛でいただいた賞品の授与を行います。表彰に該当しなかった子どもたちにも参加賞の賞状を授与します。

総評及びまとめにて子どもたちに当事業の開催目的や意味を再度伝え、わんぱく相撲三島場所での体験を今後の成長に活かせるように致します。

閉会式後、県大会出場者向けの説明会を実施します。

●撤収作業

JC メンバー全員で撤収作業を行います。その際にも委員会メンバーが適宜指示を出して速やかに進めます。

【雨天時】

●三島市相撲連盟の判断により本土俵、予備土俵共に使用不可の場合

個人戦・30 周年特別幼児大会を体育館内で行います。

体育館にて受付・開会式・閉会式・選手点呼・まわし締め等を行います。

ふるまいテントは体育館の近くで建てて行います。事前に実行委員会にて用意する室内土俵を用い、個人戦を行います。

30 周年特別幼児大会はタイムスケジュールのとおり紐で輪をつくり土俵にしを行います。

ふるまいテントを体育館の側で立て、ふるまいの準備を行い、体育館にて食事をとります。

●三島市相撲連盟の判断により本土俵のみ使用可、予備土俵使用不可の場合

個人戦を本土俵で、30 周年特別幼児大会を体育館内で室内土俵にて行います。

体育館にて受付・開会式・閉会式・選手点呼・まわし締め等を行います。

受付テント、観客テント、更衣室テントを土俵周りに集め、選手の待機場所、応援場所、食事場所として使用します。

【災害時】

事前に警報等発令している場合、相撲連盟と協議の上、実施を検討し当日開始までに連絡をします。開会後の天候悪化や警報発令の際も、相撲連盟と協議し判断します。

7. [実施日時]

2019 月 04 月 28 日（土） 07:30～17:30

8. [実施場所・会場]

名称：三島市立錦田中学校相撲場

住所：三島市谷田 1505 番地

TEL：055－975－1093

9. [予算総額]

55,000 円（詳細は別紙）予算書

10. [事業参加者種別、参加者数]

外部協力者：わんぱく相撲三島場所実行委員会

外部協力者：三島市相撲連盟、日清プラザ、村の駅、ボランティア

一般参加者：子ども達並びにその保護者

11. [タイムスケジュール]
(別紙) タイムスケジュール

12. [前年度よりの引継ぎ事項]

リーグ戦は6人までがよいそれ以上は時間がかかるので組み合わせを考える
セレモニーのリハーサルはしっかり行う事
受付後すぐに取組が開始できるように準備をする事
取り組みした対戦表の結果は1部は保存用にしっかり残す事

13. [公益性について]

- (7) 児童又は青少年の健全の育成を目的とする事業
(9) 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発育に寄与し、又は豊かな人間性の涵養を目的とする事業

14. [環境への配慮]

会場へ向かう車の乗り合わせ等でCO2排出削減に取り組めます
マイ箸・マイコップを持ち物に記載しゴミと経費削減に努めます

15. [討議・協議のポイント]

プロセスシート・アンケートの記載内容・予算書・事業内容の閉会式記載内容・

16. [添付資料]

	区分	資料名
1	対象	01-予算書
2	対象	02-タイムスケジュール
3	対象	03-横断幕
4	対象	04-メールマガジン記載文
5	対象	05-子供向けアンケート
6	対象	06-保護者用アンケート
7	参考	07-会場図-校内
8	参考	08-会場図-駐車場
9	参考	09-取組表
10	参考	10-マット土俵
11	参考	11-室内土俵
12	参考	12-メダル見本
13	参考	13-選手たまり
14	参考	14-わんぱく相撲プロセスシート
15	参考	15-合同委員会しつらえについて
16	参考	16-日清プラザ展示スペース
17	参考	17-幼児トーナメント表
18	参考	18-幼児大会選手たまり
19	参考	19-わんぱく相撲三島場所のぼり-デザイン
20	参考	20-わんぱく相撲三島場所運営要綱